

令和6年6月6日（木曜日）

第2回松島町議会定例会会議録

（第1日目）

令和6年第2回松島町議会定例会会議録（第1号）

出席議員（14名）

1番	菅野隆二君	2番	米川修司君
3番	櫻井靖君	4番	櫻井貞子君
5番	中島一都君	6番	後藤良郎君
7番	赤間幸夫君	8番	高橋幸彦君
9番	阿部幸夫君	10番	今野章君
11番	小澤陽子君	12番	片山正弘君
13番	高橋利典君	14番	色川晴夫君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	櫻井公一君
副町長	熊谷清一君
総務課長	千葉繁雄君
財務課長	安土哲君
企画調整課長	佐々木敏正君
町民福祉課長	相澤光治君
健康長寿課長	齊藤恵美子君
産業観光課長	太田雄君
建設課長	岩渕茂樹君
会計管理者	佐藤進君
会計課長	大宮司綾君
水道事業所長	赤間春夫君
危機管理監	田瀬高広君
産業観光課専門官	赤間隆之君
建設課参事兼建設班長	梁川秀幸君
総務課総務管理班長	岸淳一君

教 育 長	内 海 俊 行 君
教 育 次 長	千 葉 忠 弘 君
教 育 課 長	蜂 谷 文 也 君
選挙管理委員会事務局長	石 川 祐 吾 君
監 査 委 員	丹 野 和 男 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 千 葉 浩 司 主 査 清 水 啓 貴
主 査 高 橋 洵 子

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 6 年 6 月 6 日 (木曜日) 午前 10 時 00 分 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

〃 第 2 会期の決定

6 月 6 日から 6 月 10 日まで 5 日間

〃 第 3 諸般の報告

〃 第 4 陳情第 1 号 現行の健康保険証の存続を求める意見書提出のための陳情について
(継続審査)

〃 第 5 報告第 1 号 令和 5 年度松島町一般会計繰越明許費繰越計算書について

〃 第 6 報告第 2 号 令和 5 年度松島町一般会計事故繰越し繰越計算書について

〃 第 7 報告第 3 号 令和 5 年度松島町水道事業会計予算繰越計算書について

〃 第 8 報告第 4 号 令和 5 年度松島町下水道事業会計予算繰越計算書について

〃 第 9 報告第 5 号 和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について

〃 第 10 議案第 30 号 専決処分の承認を求めることについて
(松島町町税条例の一部改正)

〃 第 11 議案第 31 号 専決処分の承認を求めることについて
(松島町都市計画税条例の一部改正)

〃 第 12 議案第 32 号 専決処分の承認を求めることについて
(松島町国民健康保険税条例の一部改正)

〃 第 13 議案第 33 号 松島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

の一部改正について（提案説明）

- 〳 第14 議案第34号 宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について（提案説明）
- 〳 第15 議案第35号 工事請負契約の締結について【（都）根廻・初原線国道346号交
差点改良工事】（提案説明）
- 〳 第16 議案第36号 令和6年度松島町一般会計補正予算（第1号）（提案説明）
- 〳 第17 議案第37号 令和6年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（提案
説明）
- 〳 第18 議案第38号 令和6年度松島町介護保険特別会計補正予算（第1号）（提案説
明）
- 〳 第19 議案第39号 令和6年度松島町水道事業会計補正予算（第1号）（提案説明）
- 〳 第20 議案第40号 令和6年度松島町下水道事業会計補正予算（第1号）（提案説明）
- 〳 第21 議案第41号 松島町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 〳 第22 議案第42号 松島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること
について
- 〳 第23 議案第43号 松島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること
について
- 〳 第24 諮問第 1号 松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについて
- 〳 第25 諮問第 2号 松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについて
- 〳 第26 諮問第 3号 松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについて
- 〳 第27 諮問第 4号 松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについて
- 〳 第28 諮問第 5号 松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについて
- 〳 第29 松島町選挙管理委員及び補充員の選挙
- 〳 第30 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時56分

○議長（色川晴夫君） 皆さん、おはようございます。

本日の会議を開く前に、執行部より4月1日付で異動ありました職員の紹介をしたいという申出がございます。これを許可しますので、総務課長よりご紹介をいただきたいと思っております。千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） それでは、4月1日の職員の異動に伴う紹介をさせていただきます。

皆さんから向かって右手、私の隣になります。安土財務課長です。

○財務課長（安土 哲君） 安土です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（千葉繁雄君） それから、私の後ろになります。相澤町民福祉課長です。

○町民福祉課長（相澤光治君） 相澤です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（千葉繁雄君） 向かって左手に移ります。佐藤会計管理者です。

○会計管理者（佐藤 進君） 佐藤です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（千葉繁雄君） 2列目になります。岩渕建設課長です。

○建設課長（岩渕茂樹君） 岩渕でございます。よろしくお願いいたします。

○総務課長（千葉繁雄君） 赤間水道事業所長です。

○水道事業所長（赤間春夫君） 赤間でございます。よろしくお願いいたします。

○総務課長（千葉繁雄君） 大宮司会計課長です。

○会計課長（大宮司 綾君） 大宮司です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（千葉繁雄君） 3列目になります。石川選挙管理委員会事務局長です。

○選挙管理委員会事務局長（石川祐吾君） 石川です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（千葉繁雄君） 岸総務管理班長です。

○総務課総務管理班長（岸 淳一君） 岸です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（千葉繁雄君） 以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（色川晴夫君） よろしくお申し上げます。

午前10時00分 開 会

ただいまの出席……まだか。失礼しました。もう少し早かったですね。少々お待ちください。

ただいま出席議員13名であります。定足数に達しておりますので、これより令和6年第2回松島町議会定例会を開会します。

傍聴の申出がございますのでお知らせします。[REDACTED]であります。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（色川晴夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、2番米川修司議員、3番櫻井 靖議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（色川晴夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日6月6日から6月10日までの5日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月10日までの5日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（色川晴夫君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長より、行政報告の申出がありましたので、これを許可します。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 改めて、おはようございます。

本日、第2回松島町議会定例会を開催するに当たりまして、挨拶と町政の諸報告をさせていただきます。

議員の皆様には、議会定例会にご参集をいただき、厚く御礼を申し上げます。

本日、お手元に3月議会定例会で承認いただきました各種計画を配付しておりますので、ご活用いただきますようお願いいたします。

次に、令和6年能登半島地震に伴う職員の災害派遣について、宮城県の対口支援自治体である石川県能登町へ1月と3月に各2名、合計4名を派遣し、被災家屋調査業務や罹災証明受付業務などの支援を行いました。

なお、宮城県における対口支援につきましては、現地の状況等を踏まえ、5月20日をもって終了となりました。

さて、本日提案いたします議案は、報告事項が5件、専決処分の承認が3件、条例の一部改正が1件、令和6年度補正予算が5件、人事案件が8件、その他の議案が2件でございます。後ほど提案理由を説明させていただきますので、よろしくご審議をいただき、承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、お手元に配付しております令和6年3月1日以降の町政の諸報告につきまして、簡単に述べさせていただきます。

会議等についてであります。3月1日に令和6年第1回松島町議会定例会を招集し、18日までの会期において、令和6年度一般会計予算等の議案をご審議いただき、承認をいただきました。

3月11日には、東日本大震災慰霊碑前におきまして、ご遺族の方や宮城県知事出席の下、犠牲者への哀悼の意を表し、献花と黙禱を行いました。

3月22日には、松島町交通社会実験協議会を開催いたしまして、令和4年度、5年度で実施した社会実験の取組を検証し、松島のさらなる魅力向上に向けた、安全で安心なにぎわいのある道路空間の構築について協議を行いました。

4月5日には、春の交通安全町民総ぐるみ運動出発式を行い、交通事故防止の徹底を図るため、町内全域に向けた交通安全広報活動を実施いたしました。

4月25日には、行政区長会議を開催し、本年度の主要事業等を説明し、また、各区長と意見交換を行い、様々なご意見をいただいております。

5月12日は、アトレ・るまつりを5年ぶりに開催いたしました。

5月15日には、タウンミーティングを開催し、ボランティアの在り方についてをテーマに、高齢化の進む町内ボランティア団体の現状について意見交換を行いました。

5月31日には、宮城県市町村長会議が開催され、宮城県における各種施策の説明を受けた後、県内市町村長と意見交換を行いました。

6月2日には町民ふれあいスポーツ大会が町民グラウンドにおいて開催されました。町内12分館全てが参加し、真剣な中にも笑顔が絶えない大会となり、町民の方々はお互いに親睦を深めておりました。

このほかの諸報告は、記載をもって説明に代えさせていただきます。

本日はよろしく願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長の行政報告を終わります。

議長の諸報告は、お手元に配付しております。概要を申し上げます。

1の出納検査・監査につきましては、令和6年3月から5月まで、例月現金出納検査を行っていただいております。監査委員のお二人には大変ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

2の請願・陳情・意見書等の受理については、陳情2件を受理しております。

4の行政視察につきましては、令和6年5月13日に宮城県議会大震災復興調査特別委員会が来町されました。

5の会議等につきましては、令和6年3月1日の令和6年第1回松島町議会定例会から、3ページ目の6月2日、第62回ふれあいスポーツ大会まで、59件の各種行事がございました。

6の議会だよりの発行につきましては、5月1日に第158号が発行されております。広報分科会の皆様、大変ご苦労さまでございました。

7の委員会調査につきましては、各常任委員会の調査、研修などが行われました。

議長の諸報告は以上となります。

次に、一部事務組合議会の組合議員から報告の提出がありました。

令和6年3月定例会以降に開催された組合議会は、塩釜地区消防事務組合議会、宮城東部衛生処理組合議会になります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 陳情第1号 現行の健康保険証の存続を求める意見書提出のための陳情について（継続審査）

○議長（色川晴夫君） 日程第4、陳情第1号現行の健康保険証の存続を求める意見書提出のための陳情についてを議題といたします。

本件につきましては、令和6年第1回松島町議会定例会で陳情が提出され、教育民生常任委員会に付託をし、継続審査となっておりますので、委員長より審査報告を求めます。小澤委員長。

○11番（小澤陽子君） 教育民生常任委員会陳情審査報告書。

1、付託事件、陳情第1号現行の健康保険証の存続を求める意見書提出のための陳情について。

2、調査期日・場所、令和6年4月17日、5月10日。

3、出席委員、7名。

4、出席を求めた者、陳情者、佐藤晶子氏、菅 良輔氏。

5、審査の結果、不採択とすべきもの。

6、審査の経過と概要。令和6年1月24日付で、宮城県保険医協会理事長井上博之氏から、現行の健康保険証の存続を求める意見書提出のための陳情書の採択を求める陳情書が提出されました。

この陳情について、令和6年松島町議会第1回定例会本会議において、その審査が当教育民生常任委員会に付託され、審査を行ってきた。

当委員会では4月17日、陳情者側である宮城県保険医協会に参考人として出席を求め、副理事長の佐藤晶子氏及び事務局の菅 良輔氏から陳情の旨及び内容について説明を受け、それに対する質疑を行いました。

資料の2ページ目をご覧ください。

1) 参考人による趣旨説明。

2024年秋に現行の健康保険証を廃止しマイナ保険証に一本化するとの方針について、廃止を行わず、より慎重に検討を進め、誰一人取り残されることなく、国民皆保険の下、安心して医療を受けられるために国に対して意見書の提出を求めるものである。

以下、参考人への質疑及び回答を記載しております。

こちらは省略させていただき、3)、3ページをご覧ください。

3) 委員からの意見として、システムの変更によるトラブル等があったが、薬剤の情報や健診の結果を医師が共有する利便性もあり、トラブルへの再発防止や現行の保険証の関係も対応すると思われる。

丸の2番目、先にマイナンバーカードを提出してくださいと言われるなら分かるのだが、医療機関が保険証を出してくださいと言っている限り永遠に変わらないのではないかと思う。

ほかに、マイナンバーカードの保有率は松島町では71.6%である。マイナ保険証として使っている人は5%に満たない。そういう中でデジタル化をどんどん進めたいという国の政策がある一方で、様々な問題もあり、期間を長く持って慎重にしたほうがいいと思う。

という陳情者からの説明及び質疑応答を踏まえ、採決の結果、本陳情を賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（色川晴夫君） 小澤委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。10番今野 章議員。

○10番（今野 章君） 10番今野でございます。

今、委員長のほうから報告いただきました中に委員の意見というのもありまして、マイナンバーカードを提出していただきと言われるなら分かるのだが、医療機関が保険証を出してくださいと言っている限り永遠に変わらないのではないかと思います、こんな質問されたということなんですが、本来、マイナンバーカードそのものは任意によって取得をすると、こういう内容のものですよね。それに対して、一律にマイナ保険証にして、マイナンバーカードを取得せざるを得ない状況に追い込んでいるのではないかと、こう思うのでありますが、その辺の議論についてはどのような議論がされたのか、お伺いしておきたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁を求めます。2番米川修司議員。

○2番（米川修司君） マイナンバーカードの発行が任意であるにもかかわらず、一律に発行するように進めているという、受け止めてございます。

確かに、一見するとマイナンバーカードの発行を強制するように受け止められかねないという節はあると感じておりますけれども、国としましては、資格確認書という、そういうものを発行することを予定していきまして、マイナンバーカードを持っていない、マイナ保険証を持っていないという事実だけで、それで医療機関の受診ができなくなるといったことは決してなく、マイナンバーカードを発……、マイナ保険証を発行していない方については、自動的にまず資格確認書というものを国から国民へ発行するという、そういう方針で動いておりますので、マイナ保険証を一律強制する、制度上はちゃんとマイナ保険証を持っていない方に救済措置というのが、当面の間、期限を設けることなくといいますか、当面の間そういう対応を予定しているというところですので、マイナンバーカードの発行、マイナ保険証の発行というのがあくまで任意であるというところは、それを全面的に否定して進める政策ではないと、そういうふうに解釈しておりますので、よろしく願いできればと思います。

○議長（色川晴夫君） はい、質疑、ほかに質疑ございますか。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。委員長の報告は不採択とすべきものでございます。

初めに、本件に賛成の方の発言を許します。討論参加ございますか。

賛成。10番今野 章議員。

○10番（今野 章君） それでは、陳情第1号現行の健康保険証の存続を求める意見書提出のための陳情ということにつきまして、ただいま報告にありましたように、委員長報告は不採択ということでありまして。私は、この原案に賛成する立場から討論をさせていただきたいと思

います。

まず、この本陳情は、健康保険証の廃止をせずにその存続を求める意見書を国等に提出することを求めているものであって、提出することにどんな問題があるのかですね。全く問題はないのではないかと、このように思っております。

これは、この陳情が医療に直接関わる医師の団体、宮城県保険医協会によるものであり、陳情の理由については、同協会が実施したアンケート調査なども踏まえての陳情となっており、調査の結果では、オンライン資格確認システムを運用する医療機関の73.3%で何らかのトラブルがあったこと、また、他人の情報がひもづけられたケースも確認されたほか、保険資格が確認できず、窓口で10割負担となったケースも確認をされたとしております。

アンケート調査のようなマイナ保険証のトラブルは、国の総点検後も相次いでいると言われており、システムが不完全なままのマイナ保険証の運用に対し、利用者である国民は大きな不安を抱えていることは明らかであり、マイナ保険証の利用率にもそれは表れております。

現行保険証は今年12月2日に廃止されることとなりますが、マイナ保険証の利用率は徐々に伸びてはいるものの、今年4月の段階で6.56%とまだまだ低い状態にあります。

国は、マイナンバーカードによるオンライン資格を行うことができない場合は、資格確認書の職権交付を行うことにしておりますが、マイナンバーカードとともに現行の保険証を継続して交付すれば、新たな負担もなく、問題を生じることはないのではないのでしょうか。

陳情者が言うように、いつでもどこでも誰もが安心して医療を受ける国民皆保険制度を堅持するために、現行の保険証の廃止を拙速に行わず、慎重な議論や検討を重ねて進めるべきと、このように申し上げ、原案に賛成の討論といたします。

○議長（色川晴夫君） 次に、本件に反対の方の発言を求めます。2番米川修司議員。

○2番（米川修司君） 陳情第1号現行の健康保険証の存続を求める意見書提出のための陳情について、反対の立場で討論させていただきます。

政府は、医療のデジタル化を進めるために、マイナ保険証の普及を促進しています。これにより、医療費の明細や処方箋の情報がデジタルで管理され、患者自身の医療情報をオンラインで確認できるようになります。また、医療機関や薬局の手続が簡便化され、患者の利便性が向上します。

確かに、マイナ保険証が広く普及するためには大きな課題が生じているのも事実です。高齢者やデジタル技術に不慣れな人々への対応が必要ですが、これには、各自治体や専用コールセンターでのサポートが既に実施されています。また、個人情報の保護とデジタルセキュリティ

ティー対策の強化も重要ですが、厚生労働省は、誤登録の再発防止策として、情報の新規登録時などにミスを自動的に確認できるシステムの運用を開始しており、今後も定期的なシステムの見直しと改善が見込まれます。

政府は、現行の保険証を廃止する方針である一方で、国民皆保険制度の下、マイナ保険証を持っていない人でも保険料を支払っている以上は保険診療を受ける権利があるため、健康保険組合などの保険者が保険証の代わりとなる資格確認書を無料で発行する仕組みをつくっています。

政府は当初、本人からの申請に基づき資格確認書を交付する方針でしたが、寝たきりの高齢者など本人からの申請が見込めないケースがあることから、マイナ保険証を持たない人全員に対しては、申請がなくても資格確認書を交付することになりました。

また、政府は当初、資格確認書の期限は最長1年間で、期限が切れたら1年ごとに更新する方針でしたが、健康保険組合など各保険者が5年を超えない期間に決めることになりました。

このように、政府は、マイナンバーカードの普及と保険証のひもづけを推進しつつも、全ての人が保険診療を受けられるような体制を整備しています。特に、介護が必要な高齢者や子供などマイナンバーカードの取得が難しい人々に対しても、十分なサポートを提供することを目指しています。

マイナ保険証は医療サービスの効率化と利便性の向上を目指す重要な取組であり、多くの人々がこの新しいシステムを利用できるようになるよう期待されています。

今後も、誰一人取り残されることのないよう国民に対する配慮を継続しながら、世界に遅れを取っているとされる医療DXを進展させるべく、マイナ保険証がその基盤にきちんと据えられることを願って、私の反対討論とさせていただきます。

○議長（色川晴夫君） ほかに討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ございませんね。討論なしと認めます。討論を終わります。

これより陳情第1号を採決します。

委員長の報告は不採択とすべきものです。本件を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立少数です。よって、陳情第1号現行の健康保険証の存続を求める意見書提出のための陳情については、不採択とすることに決定いたしました。

日程第5 報告第1号 令和5年度松島町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（色川晴夫君） 日程第5、報告第1号令和5年度松島町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 報告第1号令和5年度松島町一般会計繰越明許費繰越計算書の提案理由を申し上げます。

2款総務費3項戸籍住民基本台帳費の戸籍情報システム等振り仮名追加対応改修事業及びコンビニ交付システム振り仮名追加対応改修事業につきましては、国が示す標準仕様確定の遅れにより年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和7年3月下旬までに完了見込みとなっております。

3款民生費1項社会福祉費の物価高騰対応重点支援給付金事業（第二号）及び2項の児童福祉費の低所得者の子育て世帯への加算給付金事業につきましては、令和6年5月まで継続する事業であることから繰り越した事業であり、令和6年6月下旬までに完了見込みとなっております。

4款衛生費1項保健衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種対策事業につきましては、接種費用の年度内精算が見込めず繰り越した事業であり、令和6年9月下旬までに完了見込みとなっております。

8款土木費5項都市計画費の都市計画道路根廻・初原線道路整備事業につきましては、国の補正予算成立後の実施となったことから、年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和7年3月下旬までに完了見込みとなっております。

以上で一般会計の繰越明許費繰越計算書についての説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 報告が終わりました。

報告事項ではありますが、質疑があれば受けたいと思います。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

日程第6 報告第2号 令和5年度松島町一般会計事故繰越し繰越計算書について

○議長（色川晴夫君） 日程第6、報告第2号令和5年度松島町一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題とします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 報告第2号令和5年度松島町一般会計事故繰越し繰越計算書の提案理由を申し上げます。

8款土木費5項都市計画費の都市計画道路根廻・初原線道路整備事業につきましては、昨年度繰り越した事業で、関係機関との協議に時間を要したことから年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和7年3月下旬までに完了見込みとなっております。

以上で一般会計の事故繰越し繰越計算書についての説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 報告が終わりました。

報告事項ではありますが、質疑があれば受けたいと思います。質疑ございますか。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、報告を終わります。

日程第7 報告第3号 令和5年度松島町水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（色川晴夫君） 日程第7、報告第3号令和5年度松島町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 報告第3号令和5年度松島町水道事業会計予算繰越計算書の提案理由を申し上げます。

1款資本的支出1項建設改良費の水道施設整備基本計画策定業務委託費につきましては、既存水道施設の資料収集、現状把握、分析に時間を要し、年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和6年6月下旬までに完了見込みとなっております。

以上で松島町水道事業会計予算繰越計算書についての説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 報告が終わりました。

報告事項ではありますが、質疑があれば受けたいと思います。質疑ございますか。7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 7番赤間でございます。

私のほうからは、提案理由書に書かれています水道施設整備基本計画策定業務ということで、その後書かれています既存水道施設の資料収集並びに現状把握、分析に時間を要したというふうに理由書では書いてあるわけですが、この辺の詳細ちょっと詳しく知りたいと思ったのは、既存水道施設のいわゆる台帳等の管理の在り方等で資料収集が時間を要したのか、あ

るいは、現場関係も含めてあるわけですが、現状把握に時間を要したのか。そして、分析に時間を要したということではありますが、受託された、そういった委託業者さんとの関係なのかどうかも含めて、その辺のやり取りも含めてちょっと感触的につかみたいと思ったので、質問させていただきました。よろしくお願いします。

○議長（色川晴夫君） 答弁。赤間水道事業所長。

○水道事業所長（赤間春夫君） 今回の業務委託につきましては、町全体の水源から各戸までの給水栓ですね、そちらまでの全ての施設で危害評価と危害管理を行い、安全な水の供給を確実にする水安全計画を立てるものがまず1つあります。

また、今後の町内全域の水道施設の整備案の検討を行いまして、優先される施設整備と整備手法について検討を行うものでございます。これ2か年債務の委託となっております、1年目は水安全計画を立てるという形になっておりますが、2年目は優先される整備施設の整備検討を行うという形になっておりました。

こちら優先される整備施設を検討したときに、まず初原浄水場、あと、大崎の広域の水系であります初原浄水場と、あと明神配水池、あと明神配水池までのあの管渠、そちらのほうを更新しなければならないということで今考えておまして、初原浄水場と明神配水池の既存の図面はあるんですけれども、なかなか詳しい図面がないと、古い施設ですので、ないということで、そちらと現地を照らし合わせながらやっておりましたけれども、なかなか現地とも合わないということで、それに時間を要したという形になっております。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 今回この報告に当たっての質問をするに当たって、ちょっといろいろ自分ながらに考え巡らしたんですけれども、震災が影響してこのような遅れとかとね、あったのかどうかとね。例えば、どうしても水道管の歴史をずっとたどっていくと、管種、管の物によっての変更とかいろいろして、なおかつ地形、地勢がかなりの時間の経過の中で変わっているとか、埋設箇所が特定しづらい状態に陥っているのかどうかとね。そういったことも皆含めてちょっと心配したものでしたから聞きました。

おおよそ大体推測立ちましたので、どうもありがとうございます。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、報告を終わります。

日程第8 報告第4号 令和5年度松島町下水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（色川晴夫君） 日程第8、報告第4号令和5年度松島町下水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 報告第4号令和5年度松島町下水道事業会計予算繰越計算書の提案理由を申し上げます。

1款資本的支出1項建設改良費の松島町公共下水道ストックマネジメント計画策定業務委託につきましても、既存下水道管路点検・調査に時間を要し、年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和6年12月下旬までに完了見込みとなっております。

また、初原地区下水道整備工事につきましても、県道の宮城県協議に時間を要し、年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和6年11月下旬までに完了見込みとなっております。

以上で松島町下水道事業会計予算繰越計算書についての説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 報告が終わりました。

報告事項ではありますが、質疑があれば受けたいと思います。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、報告を終わります。

日程第9 報告第5号 和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について

○議長（色川晴夫君） 日程第9、報告第5号和解及び損害賠償の額の専決処分の報告についてを議題といたします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 報告第5号和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について提案理由を申し上げます。

令和6年3月28日午前9時頃、役場敷地内公用車駐車場において、公用車を駐車するため後退した際に、停車していた相手方車両に接触し当該車両が損傷しました。

この事故に関する損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により示された町長の専決処分事項として令和6年5月7日に専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。

○議長（色川晴夫君） 報告が終わりました。

報告事項ではございますが、質疑があれば受けたいと思います。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、報告を終わります。

日程第10 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて

（松島町町税条例の一部改正）

○議長（色川晴夫君） 日程第10、議案第30号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第30号松島町町税条例の一部改正の専決処分の承認を求めることについて提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が、令和6年2月21日及び3月30日に公布されたことに伴い、同年4月1日から施行を要するものについて専決処分を行ったところであります。

主な改正内容につきましては、個人町民税の令和6年能登半島地震災害に伴う雑損控除、定額減税に伴う規定の整備、固定資産税の負担調整措置及び特例措置の延長等について、所要の改正を行ったものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 安土財務課長。

○財務課長（安土 哲君） それでは、議案書つづりの一番最後より7枚目、条例に関する資料をお開き願います。

専決処分を行った内容について説明させていただきます。

条例の概要及び形成過程等に記載のとおり、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年2月21日、3月30日に公布されたことに伴いまして、同年4月1日から施行を要するものについて改正を行いました。

主な内容につきましては、個人町民税の令和6年度能登半島地震災害に伴う雑損控除、定額減税に伴う規定の整備、固定資産税の負担措置及び特例措置の延長等について改正を行っております。

内容の第1条関係の附則第5条の2になります。

令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除の特例につきましては、令和6年能登半島地震災

害によって自身が有する資産について受けた損失の金額について、令和5年分より雑損控除を受け、控除し切れない損失額については、損失控除として適用年の翌年以後3年間繰越しが可能な制度となっております。

第2条関係になります。

第2条関係に第51条及び第71条並びに第139条とおのこの続きます。これは、第2項は、各税目の職権によって減免を可能とする規定の追加となっております。これも、能登半島地震災害に伴い地方税法の一部改正となったものであります。

当町を含む宮城県においては該当はないものの、地震災害等で一定地域が全て全壊または大規模半壊に指定される場合などは、減免規定にある申請書を提出しなくとも、職権で減免を可能とする規定となっております。

2ページをお願いいたします。

附則第7条の5から附則第8条までは、今回の定額減税に係る規定の改正となっております。

お手数ですが、定額減税につきましては、議案書一番後ろの参考資料をご覧ください。

これは後ほど順番で出てきます附則第16条の3から附則第20条の3も定額減税に関する改正となっておりますので、表題にありますとおり、それらについての資料となります。

令和6年度分の個人町県民税から、納税者の合計所得金額が1,805万円以下の方を対象としまして、町県民税所得割から本人及び配偶者等の扶養親族1人につき1万円の特別控除を実施するものです。

資料のとおり、特別徴収は通常6月分から徴収が始まりますが、7月分からの徴収となり、11か月で均等に減税される仕組みとなっております。

また、普通徴収は第1期から減税され、減税し切れない場合は、第2期分以降、順次減税されます。

最後に、年金特徴は、4月、6月、8月は暫定賦課のために10月分より減税され、減税し切れない場合は12月分以降、順次減税されるものとなっております。

度々すみません、ページ戻りまして、条例に関する説明資料の2ページにお戻り願います。

附則第10条の2第2項より3ページの第10項までは、いわゆるわがまち特例化に係るものがあります。

附則第10条の2第2項は、特例の割合を4分の3から5分の4への改正となっております。

第3項は、ロからニの項目が追加となり、第4項は、新たに特定バイオマス発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の追加となっております。

なお、これらは、現時点で本町での該当はございません。

第5項は、ロとハの項目が追加し、項が繰り下がります。これら特定風力及び水力発電設備は、こちらも同様に、本町に現在では該当はございません。

第6項は、新たにイからロの項目について、再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の追加。これにつきましても、現時点で本町の該当はございません。

第8項は、新たに「居心地が良く歩きたくなる」まちなか創出のため、官民一体となって実施される公共空間の拡大・質の向上につながる民間事業所等の民地の開放・施設の改修等に係る固定資産税の課税標準の特例措置に追加となり、こちらにつきましても、現時点での本町の該当はございません。

附則第10条の3第3項から第14項につきましては、認定長期優良住宅に係る特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できることとする規定を新たに追加となっております。

附則第11条から4ページの附則第13条の改正及び附則第15条の第2項につきましては、固定資産税の現行の仕組みの土地の負担調整措置を3年間延長する改正等となっております。

なお、特別土地保有税につきましては、平成15年度税制改正により課税停止となっております。

5ページであります。

5ページの附則第16条の3から6ページ附則第20条の3の改正につきましては、さきに資料で説明させていただきました定額減税に係る改正等となっております。

附則第3条、松島町復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例の一部改正及び附則第4条、松島町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置に係る固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部改正につきましては、省令の改正に伴う期限の延長となっております。こちら2項目につきましても、現時点で本町の該当はない状況でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。11番小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 附則第7条の5から附則8条の3から附則20の3項関係で、参考資料とつけていただいたんですけれども、参考資料の一番上、個人町県民税の所得割の額の特別控除（定額減税）について、こちらの1番、給与所得に係る特別徴収につきまして質問させて

いただきます。

定額減税という、減税という名前になっているんですけれども、こちらは町民に対する減税という考え方でよろしいでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 安土財務課長。

○財務課長（安土 哲君） 令和6年1月1日賦課期日現在、そのときに松島町民として住んでいる方に対しての減税というふうになります。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 6月分は徴収しないということなんですけれども、社会保険をお支払いしている方々の給与計算のときに、4月分、5月分、6月分を、何て言ったらいいのかな、計算に入れると思うんですけれども、6月分は徴収しなかった場合に、その後、社会保険料が増額になる可能性が考えられるんですけれども、そちらについて、町としては、町民の方の財産を守る上でどのようにお考えか教えてください。お伺いします。

○議長（色川晴夫君） 安土財務課長。

○財務課長（安土 哲君） 今回専決処分させていただいた定額減税に係る部分については、令和6年度個人住民税となりますので、令和5年分の所得に係るものを基礎として課税されます。それが通常であれば令和6年の6月から令和7年の5月まで12か月に均等にして分かれて課税がされます。その分を今回1人当たり1万円を減税しますという制度でありまして、社会保険料と一緒に計算されるものではないので、ちょっとその負担につきましては、社会保険料相当分がどうなるかというのは承知しておりません。大変申し訳ありませんが。

ただし、6月分今回取られなかったということにつきましては、閣議決定の中で、6月分はちょっと抜いて、減税額を実感していただくようにということで、1月ずらしているというような内容になっております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） こちらの、今、承知しておりませんということだったんですけれども、さらに、給与計算する現場のほうで、こちらに対する説明書というか、割賦のほうに説明するような用紙というのは、封書のほうに入れていただいていますか。

○議長（色川晴夫君） 安土財務課長。

○財務課長（安土 哲君） さきに、企業より特別徴収ということで給与天引きされる方につき

ましては、事業所の方へ特別徴収のしおりということで定額減税の説明をうたって記載させていただいております。

ただ、今後、普通徴収ということで納期を4回に分けて手払いで納められる方につきましては、一人一人に減税の内容が分かるようなチラシを入れる予定で進めております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 最後の質問にさせていただきたいんですけども、例えば、この定額減税を、何ていうのかな、やめるというか何ていうか、辞退するという事は可能なんじゃないか。

○議長（色川晴夫君） 安土財務課長。

○財務課長（安土 哲君） 国で定められた法律の下、松島町も、国全体で減税を実感していただくという取組ですので、町自体がこれを外れてやりませんということにはならないのかなと思って取り組んでおります。

以上です。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ございませんか。10番今野 章議員。

○10番（今野 章君） あまり難しいことは、私、分からないので、簡単にお聞きしますけれども、いろいろ、テレビ、新聞等見ていると、今回のこの定額減税、非常に不人気ですよ。受け取るほうも、かえって給付のほうよかったんじゃないのという世論もいっぱいありますし、実際にこの減税事務を担う事務方ですね、会社等々、この辺でも手続が大変面倒くさいと、もう何とかしてほしいと。しかも、毎年これ今後、定額減税あるんだったらまだしも、1年限りで終わってしまうことについてはもう、もう負担だけ大きいと、こんなふうに言われている状況があるようなんですが、まず、そういう、今回のような、減税というんだかばらまきというんだか分かりませんが、そういうことについて、町長はどんな所見というか考えをお持ちなのか、まずその辺お聞きをしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 町長。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 一自治体の首長が、国がやろうとしていることに対してああだこうだと言う権限はないので、今野議員が今お話ししているとおり、その内容等について、直接国から我々は聞いているわけじゃございませんけれども、テレビまたは新聞の報道等で聞いております。今なおまだやっている状況でもあります。

ですから、今、さきの小澤議員の質問もありましたけれども、扱う側の事業者の方々も、言葉は大変失礼ですけれども、面倒なんだろうなど。何かそういう面倒なこと何でやらせるんだと。それ今すばっとやったらいいんじゃないかみたいなこと、国会で言われているようなことは存じておりますけれども、町とすれば、国からの県を通して来たものに対して肅々と説明責任を果たしていきたいと、このように思います。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 行政ですからね、国から流れてくればやらざるを得ないという、そういうこともあると思うんですが、町長は政治家ですから、ただの行政マンではないわけですね。そういう意味では、ちまたの声を聞いて、しっかり国だとか県に物申すと、こういう立場も私は必要なのではないかなと、こんなふうを考えているところでございます。残念ながら、そういった声を国のほうに申し上げるといふ姿勢にはなっていないのかなという印象でお話を聞かせていただきました。

もう一つお聞きしたいんですが、今回、この定額減税やるという中身で、いろいろなケースがやっぱりあるようなんですよね。例えば、前年に所得、基準日で所得があっても、その後にもう所得なくなってしまったと。ですから、いわゆる物価高騰対策の、いわゆる非課税ですか、住民税非課税の方々で、給付金、10万円なら10万円の給付金もらえなかった。そういう人が、実際に今年度に、2024年度になったときに、じゃあ定額減税も受けられないのではないとか、そういういろいろなケースがあるようなんですが、そういうケースというのは、町ではどの程度把握をされているのかですね。通常の申請ではちょっと定額減税を受けることもできない、あるいは今まで行われた給付すら受けられないという、こういうはざまに陥っていくような方々もいらっしゃるようなんですが、そういうケース等々についてどのように把握をしているか、お伺いをしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 安土財務課長。

○財務課長（安土 哲君） 個々のケースについて、やはりこの試算というのは大変複雑ではあるんですけれども、今言われた賦課期日に所得があるかどうかで、今後、補正にも出てくる給付金がそれぞれ埋めて恩恵は受けられる形になっているのかなとは思っています。実際に所得割が発生すれば、所得割から所得税と住民税合わせて4万円の控除、もしくは、のちのち補足給付金が受けられると。新たに非課税となった方には10万円、さらに子育て世帯には5万円というような形で、新たにということで補う形を取っておりますので、その減税等の恩恵を全く受けない方は、全くということまではちょっと確認はしていませんけれども、

より少ないのではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） より少ないのではないかとじゃなくて、やっぱり全くないようにしてほしいなど、こう思っておりますのでね。その辺はやっぱり担当のところでよく調査をする、あるいはそういうお話をいろいろ聞くということが大事になってくるのかなというふうに思っているんですが、実際にやっぱり役場で行政側の実務担当として大変な苦勞されているんじゃないかと思うんですが、実際にこの取組についてどのように感じておられるか、最後にお聞きをしておきたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 安土財務課長。

○財務課長（安土 哲君） 一言で言えば、大変です。本当に、1人で稼いでいる方もいれば扶養親族がいる方もいる。さらには、所得税が引き切れない部分に対しては今後給付すると。その分、引き切れない分を住民税と一緒に控除すれば楽なんですけれども、給付のほうに持っていかなくちゃいけないという作業を生じると大変煩雑で、今取り組んでいるというような状況にあります。これが実情です。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 大変なやっぱり作業、会社だけじゃなくて、実際中心になって担うやっぱり役場の実務のところでも大変な業務が押し寄せていると。これが毎年のことで同じことをやっていくのなら、さっきも言いましたけれども、いいんでしょうけれども、たった1回で終わってしまうということですね。そのときだけの本当に人気稼ぎのようなこういう定額減税というんですか、やめてほしいなど、こんなふうに思っております。

一応、我々住民にとってはそういうものが返ってくるということなので、反対まではしないほういいのかなとは思っておりますが、ここでこういう政治の在り方に苦情を申し上げておきたいと思います。

終わります。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございませんか。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第30号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第30号専決処分の承認を求めることについては、承認することと決定いたしました。

日程第11 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて

（松島町都市計画税条例の一部改正）

○議長（色川晴夫君） 日程第11、議案第31号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第31号松島町都市計画税条例の一部改正の専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が、令和6年3月30日に公布されたことに伴い、同年4月1日から施行を要するものについて専決処分を行ったところであります。

改正内容につきましては、地方税法の改正に伴い本条例において引用する条項ずれ及び特例措置の延長等について、所要の改正を行ったものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第31号専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

日程第12 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて

（松島町国民健康保険税条例の一部改正）

○議長（色川晴夫君） 議案第12号、議案第32号専決処分の承認を求めることについて議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第32号松島町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、松島町国民健康保険税条例の一部改正について専決処分を行ったところであります。

今回の条例の改正につきましては、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額及び国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、引上げの改正を行ったものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 説明を求めます。相澤町民福祉課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） 松島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の内容について、条例に関する説明資料によりご説明させていただきます。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、令和6年4月1日施行の内容について専決処分を行ったものです。

内容につきましては、国民健康保険税の税負担の公平性確保を図る観点から、後期高齢者支援金等課税限度額の引上げ及び5割軽減、2割軽減の基準額を見直すものとなっております。

内容につきましては、一番後ろに添付しております資料をご覧ください。

資料記載の影響額の試算につきましては、令和6年3月末現在で試算をしたものとなっております。

資料右上の①課税限度額の見直しをご覧ください。

後期高齢者支援金等課税額につきましては、改正前22万円の課税限度額を2万円引き上げ24万円となり、基礎課税額と介護納付金課税額との合計課税限度額としては104万円から106万円となります。

資料左下に記載しておりますが、改正前は後期高齢者支援金等課税限度額の超過世帯は8世帯ございましたが、引上げ後は7世帯となり、影響額は13万8,000円の課税額増が見込まれる改正内容となっております。

資料右中段の②5割軽減・2割軽減の基準額を見直すをご覧ください。

5割軽減基準額の加算額が、改正前の29万円から5,000円引き上げ29万5,000円となり、2割軽減基準額の加算額が、改正前の53万5,000円から1万円引き上げ54万5,000円となります。

影響する世帯数は、5割軽減世帯が5世帯、2割軽減が1世帯となり、影響額は23万7,600円の軽減が見込まれる改正内容となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。10番今野 章議員。

○10番（今野 章君） 毎回毎回というんですかね、一番問題だと思っているのは、この限度額の引上げですね。毎回言われるので毎回言うんですけれども、この限度額の引上げについてはもう、去年もおととしも上げているんですよ。その前は、令和3年は上げていないけれども、令和2年も上げていますし、平成31年、30年も上げています。本当に毎年のようにとにかく限度額の引上げが行われているということで、しかも、影響額でいうと13万8,000円ぐらいということで、国保会計の中で見れば本当に僅かな1%以下のやっぱり金額だろうというふうに思っております。

その点について、限度額そのものは、こうやって施行令に基づいて、これ変わったから上げていくんですよということなんでしょうけれども、法定の範囲の中で限度額はそれぞれ市町村が独自に決めてもいいんですよということになっているわけですよ。だから、わざわざこの13万幾ら何がしのために本当に上げる必要があるのかと。国保加入者のやっぱり現状を見たときに、この限度額の引上げが本当に必要なのかということを私は思います。

そこでお聞きしたいんですが、分かればです、多分作っていないでしょうから分からないと思いますけれども、加入者の所得段階別の世帯数とか、やっぱり加入者のそういう生活実態、所得実態というものをしっかりつかんだ上で、こういう限度額の引上げなりなんなりをやるということになっているのかどうかですね。その辺の所得段階の資料等が、資料というか、まず、数が分かれば教えていただけないかなと。1つは所得ゼロが何世帯ぐらいあるとか、それから30万円から60万円ぐらいの世帯何ぼあるとか、100万円以下の世帯が何ぼあるとか、200万円以下の世帯が何世帯あるとか、そういった数が分かれば教えていただけないかなと。

そういったことを踏まえた上で、本来、この国保の問題というのは考えるべきではないかと思うので、まずその辺教えていただければと思います。

○議長（色川晴夫君） はい、答弁。相澤町民福祉課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） 申し訳ございません。所得別ごとの世帯数の把握はしておりませんでした。

ただ、今回、7割軽減、5割軽減、2割軽減のそれぞれの軽減の対象世帯数は把握してありましたので、そちらのほうだけご紹介させていただきます。

7割軽減の世帯数につきましては、改正後になりますと587世帯、5割軽減世帯数は315世帯、2割軽減の世帯数は265世帯となっております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） ちょっと私も調べてこないのかもしれませんが、国保加入世帯というのは大体2,000世帯前後ですからね、法定減免される世帯が1,167世帯ということで、6割ぐらい、それを超えるぐらいの方々が、言ってみれば極めて所得が低いところに位置していると、こういうふうに見ることもできるかなと思うんですが、それならば、この法定減免を受けることなく納めている方のじゃあ所得はどうなんだと、そんなに高いのかということも見なくちゃいけないんだろうというふうに思うので、今、それぞれの所得段階別の数が分かれば教えてほしいと、こう思った次第でございますが、ぜひそういう資料も今後は出していただければと、このように思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

先ほどから申し上げていますように、法定限度額ですか、これは、国のほうの法律に沿って、国が上げたから各自治体も上げますよと、私たちの町でも上げますよということは必ずしも必要はない。自ら考え自ら行くと。そういう地方自治体ですから、地方自治の精神からいえば、ちゃんとそういうところに沿って限度額を独自の目線で決定することも重要なのではないかと、こう思うんですが、その辺についての考え方、そういう検討をされたのかも含めてお聞きをしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） はい、答弁。相澤町民福祉課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） 今回、課税限度額の引上げをするとともに、軽減額の見直しも一緒しておりますことから、中間層の世帯についての対応ということで、同時に行っているところでございます。所得が多い方に関しては、その分ご負担をいただくという形にもなっておりますので、この体制でやってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 毎回同じこと言うんだよね。私も同じこと言うから、執行部の皆さんも同じことを多分言うんだと思うんですが、中間層の対応分かりますよ。それだから限度額上げなくてないのかというと、決してそういう答えにはならないよね。上げなくても対応することが可能なわけですよ。その辺の理屈が私よく分からないんですが、限度額を上げることと中間層の対応って関係あるんですかね。むしろ加入者の中でお金のやりくりをしているというだけの話で、国保が本来持っている根本的な問題に1つも近づいていないような気がするんですね。加入者の中で何とかしなさいと言っているだけです。限度額13万8,000円引き上げたら、軽減するほうは23万7,600円、枠拡大しますよと。そういうことです。ですから、保険料で半分ぐらい軽減分を賄いますという話になっちゃっているわけですよ。それが中間層に対する対応だというのであればそうなのかもしれませんけれども、限度額を上げなくても可能なのではないかと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（色川晴夫君） 相澤町民福祉課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） 限度額等々につきましても国のルールにのっとってやるとともに、今回、税額のほう、財政調整基金の残高を踏まえて5,000円減額したということも独自にやっておりますので、その両方の面を出していきたいと思います。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 私は、町長にはうんと感謝申し上げているんです。子供の均等割も取らないことにして、先んじて、他自治体よりはかなり先んじて実施をされたと、そういうことでもありますし、この間も、ここ数年の中で2回ぐらい国保引下げしてもらっているんで、それ自体、私は大変よくやっていただいているんだろうなというふうには思っているんですよ。ただ、限度額についても、さっきから言っているように、13万幾ら何がしですよ、引き上げなくても入ってくるのはね。だとすれば、やっぱりこの限度額引き上げなくても、まだ我が町の国保会計ではやれるのではないかなという判断をするんですが、そういう判断にならなかったのかなというふうに思うんです。その辺はどうなんでしょう。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 我が町云々で判断されたらどうだかということもあるかもしれませんが、やっぱり国保会計は、全体的にいえば、少子化の中で高齢者が増えてくる中で、そ

してまたやっぱり、先ほどから中間中間と言っていますけれども、国保加入で料金を納める世帯、どのぐらいの収入の方からどのぐらいを取っているんだというような、納めていただいているんだというような資料ないのかという話もありましたけれども、そういう加入世帯、加入する方々が、やっぱりこの先、年々減少するのではないかとということが、まずは案じられているわけですね。ですから、この国保が落ち着かないのが、1つがそこにあるんだろうと。ですから、多分これ来年もまた、少しまた変わるかもしれません。今年これで決まったから、じゃあ来年どうなるのやというと、いや来年もこれでいくのではないですかと我々はここでなかなか言えないけれども、そのぐらい、今、変動するところに来ているのかなと。だから、国保中央会そのものがしっかり国のほうに申し上げて、予算をしっかりともらって、地方自治体のほうの負担を減らしていただくというような施策を取っていただければ、安定したベースでやっていけるかもしれませんけれども、なかなかその辺が思うようにいかないのが実態の中ではないのかなと。我々が町として最低限取り組めることについては、今後もしっかりと対応、町として対応をしていきたいと、このようには思っていますけれども、国のほうの政策も鑑みながらやっていきたいというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） よろしいですね。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

原案に反対者の発言を許します。10番今野 章議員。

○10番（今野 章君） 先ほど来お話ししていますように、毎年のように限度額が上がっているということで、毎年度のように同じような反対討論になりますけれども、討論ということでさせていただきたいと思います。

議案第32号専決処分の承認について、反対の討論行いたいと思います。

この議案は、国民健康保険税の限度額を引き上げることと、所得の低い加入者で法定減免を受ける世帯のうち5割軽減と2割軽減の対象を拡大するため所得基準を見直すことの2つになっております。

国民健康保険税については、以前から、所得がなくても課税されることや負担が担税能力を超えた重い負担であることを指摘して、引下げを求めてきたところでございます。

先ほどお話ししたように、本町におきましては何度か引下げをいただいているところではご

ざいますが、国民健康保険税の限度額は、2000年に介護保険制度が導入されたことに伴い、それまでの保険税である医療区分53万円に介護納付金7万円を合わせた60万円が限度額となりました。その後、2008年には後期高齢者医療制度がつけられたことにより、国保税の限度額は、医療分で基礎課税額47万円と後期高齢者支援金等課税額12万円、そして介護納付金9万円を合わせた68万円となりました。今回の限度額見直しでは、後期高齢者支援金等課税額が2万円引き上がって24万円となり、限度額の総額は106万円となります。2008年のときから比べると、大変大きな変更ということになっているわけですので。また、限度額を超える所帯の世帯も決して高所得の所得の高い世帯ばかりではなく、負担を重く感じているのではないかと思っております。

一方で所得基準を見直し負担軽減を行いながら、一方では限度額を引き上げて負担を求める。このような加入者間での国保会計内でのやりくりでは、国保が持っている深刻な事態を解決できるものではないと考えております。

国保限度額は法定額の範囲で市町村が独自に設定することができることになっており、負担軽減を図る立場から、限度額の引上げは行うべきではないと考えるものでございます。

町民の暮らしを守る立場で、一般会計からの繰入れを行うことや、国県に対して国保への公的負担や支援を強く求めていただきたいと、このように申し上げて、反対の討論とさせていただきます。

終わります。

○議長（色川晴夫君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。2番米川修司議員。

○2番（米川修司君） 議案第32号専決処分の承認を求めることについて、賛成の立場から討論させていただきます。

まずもって、もともとの軽減、国民健康保険税の軽減該当世帯数ですけれども、今野議員が言われたように、全体の約6割が既に法定減免の対象ということで、そういう中であっても、今回、軽減該当世帯数というものが、6件ですか、増えたということで、もともと法定減免世帯数が少なくない中、それでも軽減数が増えているというのは、まず、国民の置かれている状況といったものを少なからず配慮した上でこういった見直しに至ったと解釈しております。

一方で、国民健康保険税に限りませんが、いわゆる応能負担といった考え方というものも継続的に取り入れる必要があると認識しておりまして、そういった流れを組んで、今回、課税限度額超過世帯数が1件増えたという状況だと解釈しております。

最後になりますけれども、先ほどご指摘がありましたけれども、軽減該当世帯数の増加と、あと課税限度額超過世帯数の増加と、失礼しました、一方で課税限度額調整世帯……、課税限度額の超過世帯数、こちらが1件減ったということで、こちらは国保の特別会計の内部でのやりくりではないかというご指摘がありましたけれども、そういったところは見た目の話という捉え方もできるのかなと考えておりますし、あくまで、今回の見直しに限りませんけれども、この特別会計というものを総体的に認識して、そしてこの見直しに至ったと捉えておりますので、そういったところを踏まえて、反対の討論とさせていただければと思います。大変失礼いたしました。そういったところをもちまして、私からの賛成の討論とさせていただきます。

○議長（色川晴夫君） ほかに討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立多数です。よって、議案第32号専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

ここで休憩に入りたいと思います。再開を11時30分といたします。

休憩します。

午前11時18分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（色川晴夫君） 再開いたします。

日程第13 議案第33号 松島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第13、議案第33号松島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第33号松島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め

る条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布され、令和6年4月1日から施行されたことに伴い、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所における職員の配置基準を見直す改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 説明。相澤町民福祉課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） それでは、松島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明をさせていただきます。

条例に関する説明資料をご覧ください。

今回の条例改正につきましては、安心して子供を預けられる体制整備を図るため、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令により、保育所等における満3歳以上の児童に係る保育士、保育従事者の配置基準が見直されたものです。

保育所や認定こども園に関する基準は児童福祉法などの法律により基準が定められておりますが、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所における職員の配置基準につきましては市町村の条例により定めることとされておりますので、今回の条例の一部改正を行うものです。

第29条と31条では小規模保育事業所についての規定、第44条と47条では事業所内保育所についての規定となっております。

それぞれ、3歳以上4歳未満の児童おおむね20人につき職員1名というところを15人につき1名に、4歳以上の児童おおむね30人につき職員1名を25人につき1名に改正する内容となっております。

附則では、施行期日を公布の日から施行することとしております。

今回の改正では、附則で経過措置を定めることも可能となっておりますが、当町では該当する事業所は現在のところありませんので、経過措置は定めておりません。

なお、保育所及び認定こども園につきましても同様の基準改正となっておりますが、令和6年4月1日現在、高城保育所及び認定こども園めぶきの森は新基準以上の職員配置となっていることを確認しております。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第14 議案第34号 宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第14、議案第34号宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第34号宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、提案理由を申し上げます。

令和5年12月27日に公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律、附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日が令和6年12月2日に定められ、現行の被保険者証は同日以降発行されなくなることに伴い、宮城県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、地方自治法第291条の3第1項の規定に基づき、関係地方公共団体に協議を求められており、同法第291条の11の規定により議会の議決を必要とするため、提案するものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第15 議案第35号 工事請負契約の締結について【（都）根廻・初原線国道346号交差点改良工事】（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第15、議案第35号工事請負契約の締結についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第35号工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、社会資本整備総合交付金事業として実施する都市計画道路根廻・初原線国道346号交差点改良工事に関するものであり、去る5月23日に入札に付し、議案のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、交差点改良工事施工延長320メートルを行うものであります。

工期は、令和7年3月31日であります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 岩渕建設課長。

○建設課長（岩渕茂樹君） それでは、都市計画道路根廻・初原線国道346号交差点改良工事の契約締結につきまして、ご説明させていただきます。

資料の1ページ目をお開きいただきたいと思います。

位置図でございます。位置図中段の赤着色している部分が今回の施工箇所であり、現在工事を進めております都市計画道路根廻・初原線の根廻側、国道346号に接続する交差点周辺の改良工事を行うものとなります。

資料2ページ、A3横の資料をお開きいただきたいと思います。

工事概要につきましては、右の上段に記載しておりますが、施工延長が320メートル、土工として切土3,130立米、盛土1,044立米、カルバート工として1,100角、延長14.2メートル、排水構造物工として各種側溝一式、舗装工として車道部3,360平米、歩道部240平米、大型標識工として片持ち式2基、道路附属工として各種構造物一式となります。

図面の左の平面図に赤く着色している部分が今回の施工範囲となりまして、中段に標準断面図を添付しており、右折車線が新たに設置されることにより、現行の道路附属物及び排水設備等も国道下り側のほうに設置されるものであります。

資料3ページ目をお開きいただきたいと思います。

入札結果であります。

入札方法は、条件付一般競争入札を行ったものであります。公募したところ、9者から申込みがあり、入札を行った結果、第1回目の入札において予定価格に達し、株式会社和建設を請負契約予定者としたものであります。

落札金額は1億2,450万円であり、契約額につきましては、消費税が入りまして1億3,695万円でございます。

入札結果表の備考欄に記載がありますナンバー1及びナンバー4の2者が最低制限価格を下回り、失格となっております。

株式会社和建設との仮契約につきましては、5月27日に締結しております。

なお、工期につきましては、令和7年3月31日までであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第16 議案第36号 令和6年度松島町一般会計補正予算（第1号）（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第16、議案第36号令和6年度松島町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第36号令和6年度松島町一般会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、職員の人事異動及び令和6年10月からの児童手当の拡充に伴う人件費等について補正するものであります。

補正の概要を歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

歳出につきまして、7ページをお開き願います。

2款総務費1項19目定額減税補足給付金事業費につきましては、国のデフレ完全脱却のための総合経済対策を踏まえ、定額減税し切れないと見込まれる方に対し、補足給付に要する経費を補正するものであります。

10ページをお開き願います。

3款民生費1項7目物価高騰対応重点支援給付金事業費（第三号）につきましては、低所得世帯支援枠を追加的に拡大し、令和6年度新たに住民税非課税及び住民税均等割のみ課税となる世帯へ10万円支給に要する経費を補正するものであります。

2項1目児童福祉総務費及び2目児童措置費につきましては、国のこども未来戦略に基づく児童手当の拡充に要する経費を補正するものであります。

11ページをお開き願います。

9目令和6年度低所得者の子育て世帯への加算給付金事業費につきましては、低所得世帯支援枠を追加的に拡大し、令和6年度新たに住民税非課税及び住民税均等割のみ課税となる世帯への加算給付金として、児童1人当たり5万円を支給する経費を補正するものであります。

12ページにわたります。

4款衛生費1項2目予防費につきましては、令和6年4月1日より予防接種法で定めるB型疾病となり、同法施行令の一部を改正する政令に基づく高齢者等の新型コロナワクチン接種

に要する経費を補正するものであります。

4目母子衛生費につきましては、不妊検査費・不妊治療費の助成金を補正するものであります。

5目環境衛生費につきましては、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の事業採択に伴い、温室効果ガスの排出量削減等を推進するため、総合的な計画であります地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定業務委託料を補正するものであります。

2項1目塵芥処理費につきましては、災害廃棄物処理計画策定事業費補助金の事業採択に伴い、災害廃棄物について実効性のある処理方法等を定める災害廃棄物処理計画の策定業務委託料を補正するものであります。

15ページをお開き願います。

16ページにわたりますが、9款消防費1項3目災害対策費につきましては、社会資本整備総合交付金の事業採択に伴い、上竹谷地区の避難所整備に要する経費を補正するものであります。

歳入につきまして、3ページをお開き願います。

1款町税1項1目個人につきましては、個人町民税所得割に対する定額減税の減収見込額を補正するものであります。

12款地方特例交付金1項1目地方特例交付金につきましては、定額減税の減収補填交付金の交付見込額を補正するものであります。

17款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金につきましては、歳出でご説明しました児童手当の拡充に対するものであります。

2項1目総務費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました定額減税補足給付金事業費に対するものであります。

2目民生費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました物価高騰対応重点支援給付金事業費（第三号）、児童手当の拡充に伴う事務費及び令和6年度低所得者への子育て世帯への加算給付金事業費に対するものであります。

4ページをお開き願います。

3目衛生費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました災害廃棄物処理計画に対するものであります。

6目消防費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました上竹谷地区の避難所整備に対するものであります。

18款県支出金1項1目民生費県負担金につきましては、歳出でご説明しました児童手当拡充に対するものであります。

2項3目衛生費県補助金につきましては、歳出でご説明しました不妊検査費・不妊治療費に対するものであります。

5ページをお開きください。

23款諸収入5項2目雑入につきましては、歳出でご説明しました地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定及び高齢者等の新型コロナワクチン接種に対するものであります。

24款町債1項7目消防債につきましては、歳出でご説明しました上竹谷地区の避難所整備に対するものであります。

これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を補正するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 安土財務課長。

○財務課長（安土 哲君） それでは、主要事業説明資料1をお開き願います。

定額減税補足給付金事業について説明させていただきます。補正予算事項別明細書は7ページとなります。

2款総務費1項19目定額減税補足給付金事業費に7,457万8,000円計上しております。財源につきましては、全額国費で賄われるものとなっております。

事業目的でございます。急激な物価高騰から町民の生活を守ることを目的として、所得税・個人住民税の定額減税の実施に伴い、減税し切れない方々に対し給付することを目的としております。

続いて、事業概要となります。

基準日は令和6年1月1日、住民税の賦課期日となり、支給対象者は、所得税で控除し切れない分として2,100人、個人住民税として530人を見込んでおります。

また、国で定められました事務処理基準日は令和6年6月3日となっており、支給開始時期は、7月からの給付を目標として通知を行い、申請期限は令和6年10月31日までとし、給付を翌月11月30日までの事業期間として進めてまいります。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 続いて。相澤町民福祉課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） 続きまして、3款1項7目物価高騰対応重点支援給付金事業

(第三号) に関する補正内容について、主要事業説明資料によりご説明いたします。

主要事業説明資料2をご覧ください。

令和5年11月2日閣議決定されたデフレ完全脱却のための総合経済対策において、低所得世帯支援枠を追加的に拡大するとしたため、令和6年度で新たに住民税非課税、住民税均等割のみ課税となった世帯への給付金として、1世帯当たり10万円を給付するための経費について補正をするものです。

令和6年6月3日を基準日として住民の登録のある方で、令和5年度の物価高騰対応重点支援給付金事業の支給対象となった世帯を除き、令和6年度で新たに住民税非課税及び住民税均等割のみ課税となった世帯、合わせて400世帯を対象と見込んでおります。

事業費につきましては、事務費で126万4,000円、給付金で4,000万円を補正しております。

財源につきましては、物価高騰対応支援地方創生臨時交付金により、全額国費充当となっております。

支給開始時期につきましては、議決後、システム改修や対象者への通知発送を速やかに行い、7月中のできるだけ早期に支給開始できるよう準備してまいります。

次に、主要事業説明資料3をご覧ください。

児童手当支給事業に関する補正内容についてご説明いたします。

3款民生費2項1目児童福祉総務費及び2目児童措置費につきましては、令和5年12月22日に閣議決定されましたこども未来戦略に基づき、令和6年10月からの児童手当の支給対象拡大実施に必要な経費について補正をするものです。

児童手当の対象拡充につきましては、所得制限の撤廃や支給期間を高校生年代まで延長するなど、大きく5つの内容で拡充が図られております。

1目児童福祉総務費ではシステム改修費用等の事務費を、2目児童措置費では支給する手当の補正となっております。

財源につきましては、事務費は全額国費充当となっており、手当につきましては対象児童の年代に応じた国、県、町の負担割合により算出をしております。

次のページに添付をしておりますカラーの資料につきましては、ただいまご説明させていただきました拡充前後の比較表で、国説明資料から抜粋したものととなりますので、ご参照ください。

続きまして、主要事業説明資料4をご覧ください。

3款2項9目、低所得者の子育て世帯への加算給付金事業につきましては、先ほどご説明い

たしました10万円給付の対象世帯のうち、子育て世帯への加算給付金として、18歳以下の児童1人当たり5万円を加算給付するための経費について補正をするものです。

加算給付につきましては、住民税非課税及び住民税均等割のみ課税世帯合わせて児童60人分を見込んでおります。

事業費は事務費6万2,000円、給付金は300万円を補正しております。

財源につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金により、全額国費充当となっております。

支給開始時期につきましては、10万円支給同様に、7月中のできるだけ早期に支給開始できるよう準備をしております。

以上で終わります。

○議長（色川晴夫君） 続きまして、齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 続きまして、資料の5、4款1項2目、予防接種事業（新型コロナワクチン定期接種分）の補正予算についてご説明いたします。

事項別明細書は11から12ページをご参照ください。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症が令和6年4月1日よりB型疾病に位置づけられ、定期接種となることに伴い、その費用について計上するものでございます。

事業概要といたしまして、対象者は65歳以上の方と心疾患などの病気や障害を有する60歳から64歳までの方、秋から冬にかけて年1回の接種を行います。接種人数は、対象者の50%の2,600人を見込んでおります。

接種に係る費用は、1件当たり1万5,300円。そのうち実費相当分の3,300円を自己負担といたしました。

自己負担金の算定根拠といたしましては、国が示すワクチン単価から、基金管理団体からの助成金1件当たりの金額を差し引いた額としております。

接種委託料と予診票印刷や郵送料などを合わせまして、総事業費3,299万5,000円が今回の歳出の補正額となります。

財源といたしまして、基金管理団体からの助成金、1件当たり8,300円の接種人数分、合計2,158万円を歳入に計上しております。

なお、接種費用及び助成金の有無や額につきましては、来年度以降変更の可能性があり、自己負担金につきましてもその状況に応じた内容に見直しを行う場合があることを申し添えます。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） それでは、主要事業説明資料ナンバー 6、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定事業について説明いたします。

補正予算事項別明細書につきましては12ページ、歳出 4 款 1 項 5 目環境衛生費、歳入は事項別明細書の 5 ページ、23 款 5 項 2 目雑入になります。

本事業は、地球温暖化対策を推進するため、町民、事業者、町がそれぞれの立場や役割に応じて温室効果ガスの排出削減等を推進するための総合的な計画として、松島町地球温暖化対策実行計画を策定するものであり、国の令和 5 年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金における地域脱炭素実現に向けた計画づくり支援事業の公募に応募をし、事業採択を受けたものであり、令和 6 年度及び令和 7 年度の 2 か年で策定するものです。

事業概要になりますが、全体事業費として委託料1,101万1,000円、そのうち令和 6 年度事業費は519万2,000円。上段の財源内訳のその他になりますが、補助金として389万4,000円を計上しております。

また、本事業は 2 か年事業としての採択を受けており、補正予算事項別明細書19ページになりますが、債務負担行為を設定し、令和 7 年度事業費として581万9,000円、財源内訳の特定財源その他に記載のとおり、補助金410万6,000円を予定しております。

主要事業説明資料事業概要の下段になりますが、計画構成案につきましては、記載の項目で予定しております。

ナンバー 6 の説明は以上です。

続きまして、主要事業説明資料ナンバー 7、災害廃棄物処理計画策定事業について説明いたします。

補正予算事項別明細書は12ページで歳出 4 款 2 項 1 目塵芥処理費、歳入は事項別明細書 4 ページ、17 款 2 項 3 目衛生費国庫補助金になります。

本事業は、今後発生が予想される自然災害により生じた災害廃棄物の処理について、適正かつ迅速に行うため、事前に必要な事項を定め、衛生状態の悪化及び環境汚染の最小化を目的とする松島町災害廃棄物処理計画を策定するもので、国の令和 6 年度災害廃棄物処理計画策定支援事業の公募に応募をし、事業採択を受けたものであり、令和 6 年度末までに策定するものです。

事業概要になりますが、計画策定経費として委託料597万3,000円、上段の財源内訳の国費に

なりますが、補助金として460万7,000円を計上しております。

計画構成につきましては、記載の項目で予定をしております。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 次、田瀬危機管理監。

○危機管理監（田瀬高広君） それでは、主要事業説明資料8をお開きください。補正予算事項別明細書は15、16ページとなります。

9款1項3目、上竹谷地区避難所整備事業、補正額4,019万7,000円につきましてご説明いたします。

事業の目的につきましては、令和元年台風19号に伴う豪雨により吉田川沿い堤防から越水・浸水した上竹谷地区において、大雨災害時に高齢者及び要配慮者の早期避難を主とした避難施設を整備することにより、住民の安全確保を図り地域防災力の向上に資することを目的とするものです。

事業概要のうち事業内容ですが、構造及び規模につきましては、木造平屋で200平米程度。こちら現在の上竹谷生活センターが198平米なので、同等規模を想定し、収容想定人数は80名といたします。

事業費内訳ですが、用地測量・補償費算定、建築設計を行う委託料で1,905万7,000円、用地取得に係る用地購入費で1,000万円、建物等補償費1,100万円及び需要費を補正するものです。

財源につきましては、社会資本整備総合交付金となります。

今年度は委託業務を行い、次年度に建築工事を予定しております。

1枚お開きください。資料となります。

こちら建設予定地の位置図となります。予定地は、竹谷字鰯沼12の3ほかとなります。農道北小泉・幡谷線、いわゆるふる緊道路沿いに面しておりまして、上竹谷共同墓地付近の高台となっております。

建設予定敷地面積は、1,628平米となります。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

ここで12時を回りましたので休憩に入りたいと思います。再開は13時といたします。13時です。

午後0時02分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（色川晴夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第17 議案第37号 令和6年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第17、議案第37号令和6年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第37号令和6年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、職員の人事異動及び令和6年10月からの児童手当の拡充に伴う人件費のほか、令和6年度におけるマイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたシステム改修費を補正するものであり、これらの財源を精査し、一般会計繰入金等を補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第18 議案第38号 令和6年度松島町介護保険特別会計補正予算（第1号）（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第18、議案第38号令和6年度松島町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第38号令和6年度松島町介護保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、職員の人事異動及び令和6年10月からの児童手当の拡充に伴う人件費について補正するものであり、その財源を精査し、一般会計及び財政調整基金の繰入金を補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第19 議案第39号 令和6年度松島町水道事業会計補正予算（第1号）（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第19、議案第39号令和6年度松島町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第39号令和6年度松島町水道事業会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、4月の人事異動に伴う人件費について補正するものであります。

これにより、水道事業費用の総額を5億9,790万6,000円、資本的支出の総額を1億3,023万円とし、資本的収支不足額1億2,588万9,000円の補填財源のうち過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額を4,207万4,000円、過年度分損益勘定留保資金を4,803万8,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第20 議案第40号 令和6年度松島町下水道事業会計補正予算（第1号）
（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第20、議案第40号令和6年度松島町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第40号令和6年度松島町下水道事業会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、4月の人事異動に伴う人件費について補正するものであります。

これにより、資本的支出の総額を4億2,011万円とし、資本的収支不足額1億6,286万6,000円の補填財源のうち当年度分損益勘定留保資金を1億2,622万1,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

ここで議事運営上、暫時休憩にします。議員の皆さんは自席でお待ちください。

午後1時04分 休憩

午後1時05分 再開

○議長（色川晴夫君） 再開します。

日程第21 議案第41号 松島町教育委員会教育長の任命につき同意を求めること
について

○議長（色川晴夫君） 日程第21、議案第41号松島町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第41号松島町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

現在、松島町教育委員会教育長である内海俊行氏について、令和6年6月26日をもって任期満了となることから、引き続き内海俊行氏を教育長として任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

内海俊行氏の経歴につきましては、昭和57年から長年にわたり小学校教諭として奉職され、大和町教育委員会社会教育主事、岩沼市教育委員会学校教育課長など市町村教育行政の経験も豊富な方であります。

平成29年3月に松島町立松島第一小学校校長を最後に退職され、同年4月から松島町教育委員会教育長に就任されております。

人格高潔で、松島町教育委員会教育長といたしまして教育行政に非常に熱心に取り組んでおり、教育行政はもとより町行政全般にわたり誠意を持って取り組む姿勢は、松島町教育委員会教育長として教育行政を推進するに当たり適任と考えております。

任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項の規定に基づき、令和6年6月27日から令和9年6月26日までの3年であります。

よろしくご審議の上、同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ございませんね。質疑なしと認め、質疑を終わります。

本件につきましては、人事案件でございます。討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思ひ

ます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。

これより議案第41号を採決します。

採決の方法につきましては、無記名投票で行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。

これから投票の準備をさせます。

準備ができましたので、議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（色川晴夫君） ただいまの出席議員13名であります。

立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によりまして、1番菅野隆二議員、2番米川修司議員を指名します。

これより投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（色川晴夫君） 投票用紙の配付漏れございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 投票漏れなしと認めます。

念のために申し上げます。本案に可の場合は「賛成」、否の場合は「反対」と記入願います。なお、白票につきましては、会議規則第83条の規定により否として、反対とみなします。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（色川晴夫君） 異状なしと認めます。

これより投票に入ります。議会事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、呼ばれた方から順に投票願います。

〔点呼、投票〕

○議長（色川晴夫君） 投票が終わりました。

投票漏れございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。

1 番菅野隆二議員、2 番米川修司議員は開票の立会いをお願いします。

開票願います。

〔開 票〕

○議長（色川晴夫君） 開票が終わりました。

投票の結果を議会事務局長より報告させます。局長。

○事務局長（千葉浩司君）

投票総数 13 票

有効投票 13 票

無効投票 0 票

有効投票中

可とするもの 12 票

否とするもの 1 票

以上です。

○議長（色川晴夫君） 以上のとおり賛成多数です。

よって、議案第41号松島町教育委員会委員長の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

ここで、議事運営上、暫時休憩します。議場の皆様はそのままお待ちください。

午後1時17分 休 憩

午後1時18分 再 開

○議長（色川晴夫君） 再開します。

日程第22 議案第42号 松島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を
求めることについて

日程第23 議案第43号 松島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を
求めることについて

○議長（色川晴夫君） お諮りします。日程第22、議案第42号及び日程第23、議案第43号は、松島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての議題であり、関連がございますので、一括して議案の説明を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。

日程第22、議案第42号及び日程第23、議案第43号を一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第42号松島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

現委員の安部新也氏が令和6年6月20日をもって任期満了となることから、再度、安部新也氏を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

任期につきましては、地方税法第423条第6項の規定に基づき、令和6年6月21日から令和9年6月20日までの3年であります。

よろしくご審議の上、同意賜りますようお願い申し上げます。

議案第43号松島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

現委員の山口孝雄氏が令和6年6月20日をもって任期満了となることから、再度、山口孝雄氏を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

任期につきましては、地方税法第423条の第6項の規定に基づき、令和6年6月21日から令和9年6月20日までの3年であります。

よろしくご審議の上、同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案第42号及び議案第43号の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本件は、人事案件でございます。討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。

これより議案第42号の採決を行います。

採決の方法は、無記名投票で行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 異議なしと認めます。

これより議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（色川晴夫君） ただいまの出席議員13名です。

立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、3番櫻井 靖議員、4番櫻井貞子議員を指名します。

これより投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（色川晴夫君） 投票用紙の配付漏れございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 投票漏れなしと認めます。

念のために申し上げます。本案に可の場合は「賛成」、否の場合は「反対」と記入願います。なお、白票につきましては、会議規則第83条の規定により否とし、反対とみなします。

それでは、投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（色川晴夫君） 異状なしと認めます。

これより投票に入ります。議会事務局長が議席番号と名前を読み上げますので、呼ばれた方から順に投票願います。局長。

〔点呼、投票〕

○議長（色川晴夫君） 投票が終わりました。

投票漏れございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。

3番櫻井 靖議員、4番櫻井貞子議員は開票の立会いをお願いします。

開票をお願いします。

〔開 票〕

○議長（色川晴夫君） 開票が終わりました。

投票の結果を議会事務局長より報告させます。局長。

○事務局長（千葉浩司君） 報告いたします。

投票総数 13票

有効投票 13票

無効投票 0票

有効投票中

可とするもの 13票

否とするもの 0票

以上です。

○議長（色川晴夫君） 以上のとおり賛成全員です。

よって、議案第42号松島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

続けて、議案第43号の採決を行います。

採決の方法は、無記名投票で行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。

ただいまの出席議員は13名であります。

立会人を指名します。会議規則第31条第2項の、2条2項の規定により、5番中島一都議員、6番後藤良郎議員を指名します。

これより投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（色川晴夫君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 配付漏れなしと認めます。

念のために申し上げます。本案に可の場合は「賛成」、否の場合は「反対」と記入願います。なお、白票につきましては、会議規則第83条の規定により否とし、反対とみなします。

それでは、投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（色川晴夫君） 異状なしと認めます。

これより投票に入ります。議会事務局長が議席番号と名前を読み上げますので、呼ばれた方から順に投票をお願いします。局長。

〔点呼、投票〕

○議長（色川晴夫君） 投票が終わりました。

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。

5番中島一都議員、6番後藤良郎議員は開票の立会いをお願いします。

開票してください。

〔開 票〕

○議長（色川晴夫君） 開票が終わりました。

投票の結果を議会事務局長より報告させます。局長。

○事務局長（千葉浩司君） 報告いたします。

投票総数 13票

有効投票 13票

無効投票 0票

有効投票中

可とするもの 13票

否とするもの 0票

以上です。

○議長（色川晴夫君） 以上のとおり賛成全員です。

よって、議案第43号松島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

について

日程第25 諮問第2号 松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めること
について

日程第26 諮問第3号 松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めること
について

日程第27 諮問第4号 松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めること
について

日程第28 諮問第5号 松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めること
について

○議長（色川晴夫君） お諮りします。日程第24、諮問第1号から日程第28、諮問第5号までは、松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについての諮問であり、関連がございますので、一括して諮問の説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。

日程第24、諮問第1号から日程第28、諮問第5号までを一括議題とします。

諮問の朗読を省略し、説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 諮問第1号から第5号松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについて、提案理由を申し上げます。

今回、委員の人選につきましては、条例の趣旨に沿い、公正中立の立場で客観的に入札及び契約事務手続の審査等を適切に遂行できる学識経験者を充てることとし、宮城県等の委員構成を参考にいたしまして、公認会計士、大学教授、行政経験者、弁護士の5名について、議会のご意見をいただくものであります。

諮問第1号の赤石雅英氏は、塩竈市において公認会計士として会計事務所を主宰しております。また、松島町入札監視委員会第1期目から委員を務めております。

諮問第2号の武田三弘氏は、現在、東北学院大学教授の職にあり、また、松島町入札監視委員会第2期目からの委員を務めております。

諮問第3号の熊谷 哲氏は、現在、宮城県開発株式会社常務取締役の職にあり、また、入札監視委員会第8期目から委員を務めております。

諮問第4号の魚橋慶子氏は、現在、東北学院大学教授の職にあり、

諮問第5号の松浦健太郎氏は、仙台弁護士会より推薦され、石巻市において弁護士として法

律事務所に勤務しております。

以上の5名を松島町の入札監視委員会委員に選任したいので、松島町入札監視委員会設置条例第3条第1項に基づき、議会の意見を求めるものであります。

なお、その任期につきましては、同条例第3条第3項に基づき、令和6年7月1日から令和8年6月30日までの2年間であります。

○議長（色川晴夫君） 諮問第1号から諮問第5号までの説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ここで諮問に対する意見の調整を行うため、暫時休憩したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。

暫時休憩します。議員の皆様は、議員控室に移動願います。

午後1時41分 休 憩

午後1時44分 再 開

○議長（色川晴夫君） 再開します。

諮問に対する答申は、各諮問ごとに行います。

初めに、諮問第1号についてお諮りします。

諮問第1号につきましては、適任と答申したいと思います。このことについてご異議ございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについては適任と答申することに決定いたしました。

次に、諮問第2号についてお諮りします。

諮問第2号につきましては、適任と答申したいと思います。このことについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第2号松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについては適任と答申することに決定いたしました。

次に、諮問第3号についてお諮りをします。

諮問第3号につきましては、適任と答申したいと思います。このことについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第3号松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについては適任と答申することに決定いたしました。

次に、諮問第4号につきましてお諮りをします。

諮問第4号については、適任と答申したいと思います。このことについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第4号松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについては適任と答申することに決定いたしました。

次に、諮問第5号についてお諮りします。

諮問第5号につきましては、適任と答申したいと思います。このことについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第5号松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについては適任と答申することに決定いたしました。

日程第29 松島町選挙管理委員及び補充員の選挙

○議長（色川晴夫君） 日程第29、松島町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙管理委員及び補充員の選挙方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選に決定いたしました。

お諮りします。指名方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、初めに、選挙管理委員の委員を指名します。

選挙管理委員には、上野和泰さん、青木浩二さん、大山憲一さん、秋保きみよさん、以上4名の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました上野和泰さん、青木浩二さん、大山憲一さん、秋保きみよさんを当選人として定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました上野和泰さん、青木浩二さん、大山憲一さん、秋保きみよさんが選挙管理委員会に当選されました。

続きまして、選挙管理委員補充員を指名します。

選挙管理委員補充員には、菅原嘉代子さん、大宮司 寛さん、新野のり子さん、佐々木秀一さん、以上4名の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました菅原嘉代子さん、大宮司 寛さん、新野のり子さん、佐々木秀一さんを当選人として定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました菅原嘉代子さん、大宮司 寛さん、新野のり子さん、佐々木秀一さんが選挙管理委員補充員に当選されました。

お諮りします。補充員の順位については、指名した順によりしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 異議なしと認めます。よって、補充員の順位は、指名の順序によることに決定いたしました。

ここで、次は一般質問に入りますが、ここで暫時休憩に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 再開は14時5分、14時5分再開します。

午後1時50分 休憩

午後2時05分 再開

○議長（色川晴夫君） 再開いたします。

日程第30 一般質問

○議長（色川晴夫君） 日程第30、一般質問に入ります。

通告の順に従いまして、質問を許します。

質問者は登壇の上、質問願います。2番米川修司議員。

〔2番 米川修司君 登壇〕

○2番（米川修司君） 2番の米川修司でございます。

一般質問に先立ちまして、本日は令和6年6月6日であります。このぞろ目の日付にちなみまして、私としましては、苦し紛れにむむむと言わせるような質問ではなくて、1つでも多くむむなるほどとさせていただけるような、そういった質問をしたいと思っております。

前回の一般質問におきまして初めて一括方式を採用しましたが、よかった点もあれば反省すべき点もありましたが、これらを考慮しまして、今回も一括方式を採用させていただきます。

なお、これからの時間は長々と質問するのをはばかってしかるべき時間帯かもしれませんが、できるだけ質問をよどみなく読み上げるよう、そして重要な部分は丁寧に問いかけようと心がけてまいります。

本日は、子ども国際観光科と松島こども英語ガイドの今後の展望について、一般質問をさせていただきます。

子ども国際観光科とは、松島を訪れる多数の外国人に対して、子供たちが日頃学んだ英語コミュニケーション能力を最大限に発揮しながら松島の魅力を伝えることができる児童の育成を目的とした教科です。また、松島こども英語ガイドとは、子供たちが笑顔で松島を案内する動画を作成して世界に発信するプロジェクトです。

私としては、この2つの実施状況がより充実することに加えて、将来的にはこの2つが効果的に連動することにより、本町の外国語教育の向上ひいては本町の観光振興に大きく貢献す

る可能性があると考え、今回の質問テーマを取り上げるに至りました。

それでは、一般質問通告書のとおり、計4点について質問させていただきます。

まず、1つ目の質問に入ります。

本町の小学校においては、令和4年度より文部科学省の教育課程特例校制度を活用し、実生活に役立つ英語能力と地域文化への理解向上を目指した新しいカリキュラム、子ども国際観光科が導入されました。

教育課程特例校制度とは、文部科学大臣が学校または地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するための特別な教育課程を編成することを認める制度であり、主な取組内容としては、学校や地域の実態に照らした新しい教科等を設定する、既存の教科を英語で実施する、小中学校が連携した学習活動を実施するなど、多岐にわたります。

本町の小学校において、1、2年生は国語と生活科の内容から計20時間、3、4年生は外国語活動と総合的な学習の時間から計50時間、5、6年生も同じく外国語と総合的な学習から計85時間が特例カリキュラムに割り当てられ、従来の総合学習などで使用していた教材を活用し、松島の歴史や文化財の説明を英語で行う、観光案内の場面で使えるようなフレーズを学ぶといった授業が展開されています。

このように、特例校のよさというのは、英語や総合学習といった通常の教科の枠に収まらないところにあります。

実のところ、全国の小学校において外国語科が教科として導入される前に、本町は令和元年度からの2年間、宮城県小・中連携英語教育推進事業の研究指定地区に指定されていました。この事業の目的は、小中学校が連携し、学習内容の系統性や指導方法の継続性等に配慮した指導計画の作成や授業づくりを通じて実践研究を行い、その成果の普及により児童生徒の英語によるコミュニケーション能力及び教員の指導力の向上を図り、本県の英語教育の充実に資するといった内容です。

この研究指定地区として各小中学校が令和2年度末まで取り組んでみて、その成果と課題について、さらにはその課題に対して有効と考えられる手だて等について、教育委員会は当時どのように認識していたでしょうか。本町がこの事業に指定され英語教育を推進した実績というのは、恐らく教育課程特例校の認定を目指すに至った大きなきっかけの1つではないかと私は推測しています。

令和2年度学習指導要領より、全国の小学5、6年生は外国語活動でなく外国語科を学習することになり、外国語活動の開始が小学3、4年生に早まりました。その2年後には、本町

の小学校において子ども国際観光科がスタートし、現在既に3年目に入っています。

特例校に指定される前の2年間と指定後の2年間を比べてみて、特例校制度の趣旨を踏まえながら、本町の外国語教育においてどのような成果が上がっているのか、具体的にお示しください。

次に、2つ目の質問に移ります。

教育課程特例校制度は、10年という長い期間において、学習指導要領によらない自由なカリキュラムが作成できるのが大きなポイントであり、教育委員会ホームページで公表されている学習計画の計画期間も令和4年度から令和13年度までの10年と設定されています。

一方で、今年度は、学習指導要領こそ変わらないものの、教科書の改訂が実施されて内容の一部が見直されており、令和10年度も教科書の小さな改訂が見込まれます。加えて、令和12年度には新しい学習指導要領が全面的に実施されると見込まれ、これに合わせて教科書も大幅に改訂されることでしょう。そうすると、例えば、松島町長期総合計画のように10か年計画を2つに区分し、前期における取組の成果や社会情勢、本町の学校教育を取り巻く環境や課題を踏まえ、新しい指針として後期計画を策定する必要が生じるのではないかと感じています。

既に3年目に入っている子ども国際観光科の学習計画において、教育委員会は計画の見直しに関してどのように想定しているのでしょうか。

当初、子ども国際観光科のカリキュラムを作成するに当たっては、松島丸ごと学と松島こども英語ガイドという2つの事業が重要な材料になっていたと把握しています。松島丸ごと学との関連については年間指導計画案に具体的に明記されており、3年生は松島探検隊、4年生は松島と世界の国、品井沼干拓の学習と見学、5年生と6年生は「見つめよう わが町松島」、松島の歴史や文化などと理解しやすい構成となっています。

一方で、松島こども英語ガイドについては、3、4年生は英語ガイド視聴、5、6年生は英語ガイド養成講座となっているものの、松島こども英語ガイドが実際に活動するのは夏休み期間中であることから、カリキュラムとの関連性が分かりづらいのではないかと感じています。

特例校制度における松島こども英語ガイドの位置づけについて、教育委員会は現状どのように認識しているのでしょうか。

子ども国際観光科の最終的な目標としては、本町が英語教育で有名だと認識されること、本町の魅力を海外や町外の人々に発信できる観光人材を育成すること、大きくこの2点である

と把握しています。

目標の達成を目指すに当たっては、ゴールに到達するまでのマイルストーンを適切に設定することが必要と考えますが、教育委員会は具体的にどのような成果物やイベントを想定しているでしょうか。

また、現在の児童の習得状況をどのように認識しているのか、その向上に向けてどのように議論していくのか、その議論を踏まえてこれから具体的対策をどのように講じていく考えであるのか、お示してください。

ここで、少し視点を変えて、3つ目の質問に入ります。

2月末の河北新報において、「松島の観光事業者 訪日客向け講習」という記事が掲載されました。内容としては、1月29日に三十刈避難所において、本町の観光事業者らが外国人にも伝わりやすいやさしい日本語を学ぶ講座が開催され、参加者は、一般社団法人やさしい日本語普及連絡会の基調講演などを通して、外国人と円滑にコミュニケーションを取るための話し方について理解を深めたとのことでした。

やさしい日本語とは、難しい単語を言い換えたり文を短くしたりするなど、相手に配慮して調整した分かりやすい日本語のこと、すなわち外国人にとって分かりやすく配慮した簡単な日本語のことであり、外国人とのコミュニケーションだけでなく高齢者や子供への情報伝達にも役立つものとして、近年注目されています。

また、2月14日には宮城県委託事業として、公益財団法人宮城県国際化協会主催、松島町共催の下、まさにここ大会議室において研修が開催され、私をはじめ参加者は、様々なワークを通してやさしい日本語を実践的に学ぶことができました。

子ども国際観光科という名称は、内海教育長が何か月もかけて考え抜き、言葉を聞いただけで分かるように、何度も試行錯誤して名づけられたと聞き及んでいます。私がこの名称を初めて知ったときの印象としては、あえて英語という言葉名を入れないことにより、教育課程特例校の持つ大きな可能性を表現しているのではないかという受け止めでした。

英語であってもやさしい日本語であっても、外国人観光客や外国人労働者とのコミュニケーションに役立つ言葉であることに変わりありません。特例校制度においては、英語に加えてやさしい日本語にも触れるのが望ましいと考えますが、教育委員会から見て、今後、検討の余地はあるでしょうか。

子ども国際観光科が設置された狙いの1つに、訪日外国人に対して英語を使ってコミュニケーションを取る能力が向上することを掲げています。

本町は、観光客や町内に暮らす方など多くの外国人が行き交う地域であり、観光施設や生活の場面で外国人と接することが多くなってきています。台湾などアジアから来る観光客は、日本語をある程度学んできている方が多いですし、働いている外国人は日本語を理解できている人が多いです。また、町内、町外を問わず、海外からの外国人労働者や留学生の中には、英語を思うように話せない人が少なくありません。それは小学生にも少なからず当てはまり、言いたいことがうまく伝わらない、挨拶以外にもっと話がしたいと思っても、外国語ができないことを理由に会話を諦める場面があるかもしれません。

小学生が国際的な視野をより広く培えるよう、やさしい日本語を来年度以降の学習計画に取り入れる考えはないか、見解をお示してください。

最後に、4つ目の質問に移ります。

子ども国際観光科のカリキュラムを作成する上で重要な材料の1つであった松島こども英語ガイドについては、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度は休止したものの、翌年度からは、動画投稿サイトユーチューブを活用して本町の観光名所を紹介する動画が編集、配信されています。

これは、日本三景として知られる東北屈指の観光地で生まれ育つ子供たちがこれに関心を持ち、世界に魅力を発信するきっかけをつくろうと教育委員会などが企画したもので、約15人の小中学生が夏休み期間中に、英語の発音や動画の編集において、外国語指導助手、ALTのサポートを受けながら制作するものです。

令和3年度は五大堂や雄島、令和4年度は円通院や松島遊覧船、そして令和5年度は観瀾亭や松島温泉などの紹介動画が配信されたことで、昨年9月には、地元松島を英語ガイド、小中学生制作の動画公開と題して新聞に取り上げられるほど好評であり、私としては、今年度も子供たちが制作する新作の動画を視聴できることを今から楽しみにしています。

実のところ、この松島こども英語ガイドは、当初、本町の観光班が中心となって、平成28年度から外国人観光客を対面で案内する事業として始めたものです。この事業は令和2年度より教育委員会へ移管されましたが、子ども国際観光科には、その名のとおり、観光人材の育成としての側面もあることから、その事業目的は開始当初から連綿と続いているのが自然ではないかと思えます。

この英語ガイドは、元来、本町の観光振興に寄与する事業の1つであると私は認識していますが、町は、観光分野においてこの事業をどのように位置づけているのでしょうか。

松島こども英語ガイド事業はもともと本町の子供たちが訪日外国人観光客に対して松島の観

光名所など実際に出向いてその魅力を伝えるというのが大きな目的であり、現在の動画配信へ移行したのは、コロナ禍により子供たちがなかなか外に出られないという特殊事情によるものと把握しています。よって、新型コロナウイルス感染症が2類から5類へ移行して1年以上経過している現在においては、コロナ前のように外国人観光客を対面で案内するのに大きな支障はないのではないかと思います。

現在好評である動画配信をわざわざやめる必要はないと思うものの、子ども国際観光科の最終的な目標である、英語教育で有名な町、松島を実現するためには、やはり子供たちが本町の有名な歴史文化財を直接対面で語れるようになることが大きなマイルストーンとなると考えますが、教育委員会は、この事業の在り方について、来年度に関してはどのような未来図を描いているのでしょうか。

本町には、英語ガイドをボランティアで実施している団体、松島善意通訳者の会があります。かく言う私も会員の1人ですが、当会会員は、瑞巖寺の入り口付近の決まった場所に待機し、外国人観光客に自ら声をかけて、英語ガイドを希望する方々を対象に境内を案内する定点ガイド活動を実施しています。

大人のガイドとはいえ、テキストの暗唱やアドリブによる対応が求められるわけではなく、基本的には松島こども英語ガイドと同様に、ガイド用テキストを参考にしながら、瑞巖寺の歴史について観光客へ案内しています。

私は、将来的に松島こども英語ガイドを発展させた形として、子供たちが自ら案内したい観光スポットの決まった場所に待機し、外国人観光客に自ら声をかけて、そのスポットを英語で案内するという定点ガイド活動に取り組むのがよいと考えています。

この活動に取り組むに当たっては、今まで以上に周りの大人が関与する必要性が高まりますが、我々、松島善意通訳者の会も全面的に協力させていただきます。

なおさら、各観光スポットにおける活動ということで教育委員会の守備範囲を超えると想定されることから、そこは観光班との連携が不可欠となりますが、このような新しい英語ガイドの形に取り組むことについて、町の見解をお示してください。

以上、子ども国際観光科と松島こども英語ガイドの今後の展望につきまして、一般質問通告書に沿って補足しながら質問させていただきました。

それでは、答弁をよろしくお願いたします。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 米川議員の一般質問につきましては、教育等に関する件が多々ございま

すので、まずは教育委員会のほうから答弁させていただきます。

なお、町へということもありましたので、そのときは再度また、そのときに問題点を抽出していただいて、質問していただければと思います。

○議長（色川晴夫君） はい、答弁、教育長。内海教育長。

○教育長（内海俊行君） ありがとうございます。何か、お話の中には子ども国際観光科や子ども英語ガイドを称賛していただいている部分もあったので、大変うれしく思いました。

それでは、一括質問ということなので、4問ほどありましたので1問ずつ私のほうから答えさせていただきます、あと細かい質問のやり取りということになるかと思いますが、どうぞよろしくをお願いします。

それでは、1問目について、子ども国際観光科につきましては、教育課程特例校制度として学習指導要領等によらない教育課程を編成して実施することを認められた制度でございます。児童が日頃学んだ英語コミュニケーション能力を最大限に発揮しながら松島の魅力を伝えることができる児童の育成を目指したカリキュラムを作成し、令和4年度からスタートしているところでございます。

初年度となった令和4年度は、コロナ禍の影響もあり学校内での活動が中心となりましたが、松島の歴史や名勝、文化等について理解を深めながら、ゲーム的要素を含む様々なシチュエーションで発信または活用する学習を行いました。

令和5年度は、これらの松島町をどのようにしていきたいかを子ども版タウンミーティングを通して考えながら、グループごとの発表を英語を交えて行ったり、台湾双冬小学校とのオンライン交流、校外学習時に外国人観光客に対面でインタビューするなど、コミュニケーション活動を交えた、より実践的な活動を通じた学習を行ってまいりました。

この2年間の学習を踏まえて実施した児童の意識調査におきましては、英語の勉強活動がとても好き、または好きと思う児童の割合が、令和4年度の58.2%から令和5年度は68%と約10ポイント増加しました。また、英語の勉強活動がとても楽しい、または楽しいと思う児童の割合が、令和4年度の66.9%から令和5年度では77.4%と約11ポイント増加しており、ゲーム的要素を含む活動やコミュニケーション活動を取り入れたことにより、英語学習への親しみや意欲の向上が図られたのではないかと私どもは分析しているところでございます。

それでは、2問目に移ります。

松島子ども英語ガイドにつきましては、町内の子供たちが生きた英語に触れながら松島について学び、誇りを持って松島の魅力を外国人観光客に伝えられることを目的として平成28年

度にスタートし、15名程度を定員として参加を募り、夏休みという限られた時間の中で、コロナ禍以前は授業で学んだ英語を駆使しながら外国人観光客に対面で観光ガイドを実施するなど、実践的な活動を通じた学習の場となっております。

令和2年度はコロナ禍により残念ながら事業を中止せざるを得ない状況となりましたが、令和3年度からは学習内容をユーチューブで発信するなど新たな取組として現在に至っているところであり、事業開始から今年度で9年の間に創意工夫しながら、着実に実績を積み上げてきたところでございます。

一方、子ども国際観光科につきましては、計画期間を10年間とし、令和4年度に学習計画を策定し、教科書や学習指導要領の改訂に合わせ、必要に応じて学習計画を見直ししながら進めていくとしております。

今後も、児童への意識調査を継続し、それらで得られたデータを基に、学校と協議を重ねながら学習計画に反映していきたいと考えております。

なお、松島こども英語ガイドにつきましては、15人程度を定員とし、限られた期間での学習となっておりますことから、時期を見据えながら、児童全員を対象に年間カリキュラムとして学習して子ども国際観光科へ包含することも併せて現在考えているところでございます。

やさしい日本語のお話です。3問目に入ります。

子ども国際観光科においてやさしい日本語を取り入れる提案につきましては、英語によるコミュニケーション能力の向上を踏まえると、大変意義深いものと理解しております。しかしながら、本町としては、まず子供たちに正しい日本語をしっかりと身につけさせることに注力したいと思います。正しい日本語を習得することは、将来的に子供たちが国内外で円滑なコミュニケーションを行う基礎となるものです。基礎がしっかりしていれば、やさしい日本語を含め様々なレベルの日本語を状況に応じて適切に使い分ける力も自然と身についてくるものと考えております。そのため、まずは正しい日本語の教育を充実させることを重点に置いた指導を徹底してまいりたいと考えております。

最後の質問になります。4番目になります。

松島こども英語ガイドにつきましては、コロナ禍以降、ユーチューブを活用した学習を行っており、今年は引き続き同様の学習内容での実施を計画しております。

コロナ禍以前のように外国人観光客を対面で案内する学習の再開は、より実践的な学習が可能となり、かつ観光振興に資するものであり、来年度以降につきましては、可能な限り、コロナ禍以前の学習内容を踏まえながら事業計画を検討してまいりたいと考えているところで

す。

なお、ご提案あった定点ガイド活動であります。子供たちが待機する場所の確保、他科目との学習時間との調整、子供たちがガイドを実施する際の引率者の確保、防犯面、多岐にわたる調整が見込まれることから、事業が可能か否かも含めて慎重に検討してまいりたいと考えております。私見になりますが、私としてはやってみたいなと思っているところでございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 米川修司議員。

○2番（米川修司君） 分かりました。

では、（1）から順に再質問させていただければと思います。といいましても、（1）につきましては具体的な成果を聞き取りしたいというところで、それで実際具体的にお話をいただきました。私としては、対面インタビューといったところもしっかり把握していなかったもので、そういったものもこれから注視していこうと思っていますし、それが具体的な成果ということ。あとは、何より今お話しいただいた成果を十分に認識しながら、これからも小学校の外国語教育に取り組んでもらいたいと切に願うところであります。

続いて、（2）です。

こちらにつきましては、まずもって、私としてはうれしい答弁をいただきました。特例校制度におきまして松島こども英語ガイドをどのように位置づけるかというところで、教育委員会で現状をしっかり認識されて、それで、すぐ実施というのはかなわないかもしれませんが、時期を見てこのこども英語ガイドを児童全員に取り組んでもらいたい。いずれはこども英語ガイドを松島子ども国際観光科にはしっかり取り入れたいということで、それは私の一般質問の冒頭で申し上げましたように、この子ども国際観光科と松島こども英語ガイドがうまく連動すればいいなという、そういう希望を持って今日質問していますから、先ほどの答弁をいただけてとてもうれしいですし、その実現に少しでも近づけるように、今後取り組んでいただければと強く思っております。

あと、再質問としましては、現在のざっくりとした見込みで構いませんけれども、既に子ども国際観光科については10か年計画のうち3年目に入っているということで、今後どういった時期、タイミングで学習計画を見直す見通しなのか。10年というスパンがとても長く感じるものですから、10年間同じ学習計画というのは考えにくいですし、実際見直しを検討されるでしょうから、見直しの期間、スパンといったものをざっくりお示しいただき……、一応

(4)まで再質問させていただいて、よろしくお願いたします。(「申し訳ないです」の声あり) いえいえ。

あと、実際、児童の習得状況につきましては、意識調査なども踏まえながら随時議論されてきているでしょうし、これからも議論されるということで、それに伴って具体的な対策というのはその都度出てくるでしょうから、そういうのに取り組んでいただければと思います。

小学校の授業で1つだけ懸念していることがあります。一言で言うと、英語の読む、書くといった、私としては中学英語の前倒しとなりかねないというところですね。読む、書くといったところに偏るのではなくて、英語を聞く、話すといったところを、ちゃんと重点を置いて授業に取り組まれているか。なかなか授業を見学できないものですから、そういったところを懸念しています。

具体的には、例えば、英文を言うと、I ate curry and rice yesterday. といった英文があるとすると、懸念しているのは、この英文を授業中に4線入りのノートに正確に書くところまで、学級担任とALTも含めて、そこまで正確に求めているかもしれないと懸念していました。私としましては、この子ども国際観光科というのは中学英語の前倒しではなくて、あくまで小学校の英語というのがコミュニケーションの素地を身につけるのが主眼でありますので、4線入りノートに正確に書けなくてもいいですから、昨日何を食べたのかとか、カレーを食べましたよと、あと、英語ではカレーじゃなくてcurry and riceと言いますよと、そういうのちゃんと子供たちに伝わる授業を心がけていればいいと願っていましたので。あと、ate、食べましたというateのスペルも、別にスペルまで書くことをそんなに正確に要求しなくていいと思ってまして、ただ昨日食べたんだから、eatではないよateだよ、その程度で十分だと思ってまして、そういったところ細かいんですけども、私がこの子ども国際観光科が始まってずっと気にしている部分でもありましたので、そのあたり答弁お願いできればと思います。

(2)は以上としまして、(3)については、確かに正しい日本語に注力して小学校の教育に取り組むというのは私も賛同します。実際、そうですね、そういった正しい日本語を学ぶことで、大人になってからその学習がとても生きてくるのだと思いますし、そのほうが外国人とのコミュニケーションが、一見遠回りに見えても正しい日本語を先にちゃんと習得するのが重要だと私も思います。

ただ一応、1つだけですね。まず、やさしい日本語を提案しているのは、何より、小学校に通っている子の中には、なかなか英語になじめない児童もいるだろうと。そういう児童につ

いても、外国人と少しでも話せると実感してほしいという強い思いがあります。あとは、民間調査によりますと、これは大人の話ですけれども、職場で外国人と働いている大人のうち、半数近くが意思疎通に困っていますと。具体的な原因は、言葉の問題で意思の疎通がしづらいという原因が60%弱で最多という、そういう調査結果を目にしまして、大人でもこういう事象が起きていますから、子供だとなおさらかなという思いがありまして、そのあたりやさしい日本語を提案していますので、いま一度、先ほどの補足で構いませんので、小学校の授業で、確かに学習計画を見てもうカリキュラムがぎゅうぎゅう詰めだと感じておりましたが、1コマでもいいですから、やさしい日本語、日本語講師の授業を1コマ設けるとか、そういったのでも大きな前進だと私は思っていますので、やさしい日本語に触れる、そういうところ今後の検討の余地があるか、補足していただければと思います。

最後に、(4)です。

こちらですけれども、まず、教育委員会ではなくほかの所管の答弁となると思うんですけれども、もともと松島こども英語ガイドが観光班が中心となって進めていったと。もちろん初めから教育委員会も関わっていたというのは承知していますけれども、もともとは所管は観光班だったということで、この松島こども英語ガイドというのは、町の観光分野におきまして、この事業をどのように現在位置づけているのか、町の見解をお示してください。

続きまして、こちらは教育委員会から先ほど答弁いただきましたけれども、来年度に関してどのような未来像を描いているかについて、できるだけコロナ前に近い形で実施したいということで、それも大変うれしく思っております。あとは、ただ、先ほども言いましたが、コロナ前に戻すとなると、コロナ前はユーチューブ配信をしていないんですけれども、私としてはユーチューブ配信は本数を減らしてでも続けるといいなという思いがありました。ユーチューブの本数を減らして、その分対面型のガイドを小さく再開できないかなと思うところもありましたので、そのあたり再度答弁いただければと思います。

あと、私が提案した定点ガイド、新しい英語ガイドの形ですけれども、まさに待機場所が心配の1つだということで、その答弁を待っていたんですけれども、对待機場所は、確かに一年中、外で待機するというのは現実的でないと考えていまして、雨、風、雪をしのげるところ、そういう待機場所があつてしかるべきだと私も思っていますので、待機場所としましては松島海岸駅が思いつきますけれども、1階のインフォメーションセンター、ベンチがある部屋ですね。あるいは、現在は2階部分がテナントが入っていないということで空いていますから、毎日借りるわけではないんですけれども、その2階部分を何とか小学生の待機場所に

使えないかなど。もちろんJRとの折衝が必要になりますけれども、待機場所は何とか手を打てばなるのかなど今思っていました。

あと、引率者については、先ほど言いましたように、松島善意通訳者の会が全面的に協力できますし、なるべく学校や町の職員の負担が少なく済むような形でできるんじゃないかなど今思っていました。そういったところですね。

ということで（１）から（４）まで、（１）は再質問はございません、（２）（３）（４）について再質問させていただきましたので、改めて答弁お願いできればと思います。

○議長（色川晴夫君） それでは、内海教育長。

○教育長（内海俊行君） それでは、（１）は除いて（２）からですが、米川議員さんがおっしゃった10年計画の3年が過ぎた後どのタイミングで見直すのかというお話でございますが、一応私としては、5年をマラソンで例えれば折り返し地点と考えております。その3年目が過ぎたので、さらに各学校でもギアを上げてもらうために、子ども国際観光科連絡協議会というのを実はスタートさせました。

その中でやってほしいということと言ったのは、カリキュラムの見直し、今年度中にきちんとつくりましょうねと。それで、町統一でもいいし各学校オリジナルでも構わないと。各学校オリジナルになるのは、例えば五小の双冬小学校、台湾とやり取りしているので、五小はちょっと別なカリキュラムを組んでくる可能性があります。

それで、それから、授業の記録を取っててくださいというようなことも言っています。それで、その連絡協議会で授業のやり取りを見ながらさらにお互いにレベルアップしていくということです。

授業で懸念されると米川議員さんがおっしゃった読み書きのバランスですね。一番私も気にしていたのは、楽しくなければ英語でないんじゃないかということで、評価として先ほど何%上がりましたよということで、ぎりぎり子供たちに書かせるって、このthatはどこに係るのかとか、そういうのはもう、前倒しでございませぬので、まずはヒアリング中心にと。ところが、テストをすると、思ったより点数上がらないんです。ヒアリングの割合というのは大きくないのでですね。そうすると、松島は英語やっているのに点数よくないんじゃないのという話にもなるんですけれども、そういうのには極力耳を貸さないで、じれないでやっていきたいと思っておるところです。

それから、私、子ども国際観光科と松島こども英語ガイドというのがありますけれども、子ども国際観光科になったとしても、この松島こども英語ガイドの名称はずっと残しておいて、

子ども観光科の中にちゃんと位置づけて、できれば、折り返し地点以降、募集じゃない、学年ごとに行って、実際にやれば良いなというところをイメージしております。

ですから、これから各学校でも、帰りの会や朝の会、それから今日の1日の出来事とかを少し英語でしゃべって独自性を各学校で持ちましょうという話もしております。それから、15分から45分、英語しか使わない時間を持ちましょうとかね。あまりぎりぎりやって子供たちに圧迫するようなことはしたくはないんですけども、そういう形で楽しんでやっていくようなことを考えているところです。

それから、`curry and rice`のスペルまでは要求しないとあるんですが、もちろん要求していませんので大丈夫です。

それから、3番目の、ちょっと足りなかったら後で質問してください、3番目の正しい日本語につきましてお話ししたんですけども、小学校1、2年生、3年生ってやっぱりカリキュラムがありまして、国語科できちんとした言葉を教えなきゃならないということで、やさしい日本語というのと、それも趣旨は、米川議員さんの趣旨は分かるんですが、子供以上に大人がやさしい日本語使ったほうがいいんじゃないかと思っている次第でございます。やばいだの何とかだと言わないで、そういう言葉じゃなくて丁寧な言葉を使っていただくといいのかなと。学校でも使う人がいるんですけども、そういうのは厳しく注意するように校長先生方にも言うております。言語環境というのは、家庭もそうなんですけれども、家庭で駄目なら学校しかないですね。正しい言葉を使わず、やばいとか何か、あと何でしたっけ、すぐ思い出せないんですけども、全然おもしろかったとか、全然使うとおもしろくないという否定語にならなきゃならないのに、全然おもしろかったとかね。そういうのが平気で使われているということ自体、私は問題があるのではないかなと。だから、せめて小学校のうちは丁寧な、カリキュラムに沿った日本語を学んでいきたいと。あと、それと同時に、昔の光源氏で使われていたような、ああいう、何ていうんでしょう、昔のかるたとか百人一首みたいなやつも少し勉強したらいいかなと思っているところでございます。

1こまでもいいからやってほしいということなんですけれども、どちらかという和高学年向きかなと私思っています。その連絡協議会でちょっとやってみるという話を投げかけてみて、対応していきたいなと思っております。

それから、英語でなじめない子がいるということでお話もありましたけれども、これに絡めて、やっぱり英語は楽しくなきゃならないんだろうなと思います。それで、全部きれいに流れるような流暢な英語を子ども国際観光科では求めています。何ていうんでしょう、安く

しろというんだったら d o w n , d o w n , d o w n でいいと思って、私は思っています。そういうような形で、身振り手振り、ボディランゲージ含めてがんがん行く子になってもえればなと思います。それはやっぱり現地に行って、何ていうんでしょう、心臓を鍛えるというのも大切だと思います。

今のところは、現地の訪日の外国人がいらっしゃるタイミングっていつ来るか分からないので、前にこども英語ガイドがなさっていたように、何でしたっけ、モニターです、モニターを準備しておいてやっていくという方、モニターであると。それから、ちょっとした旅行とかに行ったときにやってみるとか、そういうような小さいこまをたくさん作りながらやっ
ていければなと思っております。

すみません、長くなりました。(4)は観光課の見解も求めているので、これはパスします。

来年度の……、ユーチューブの件ですね。ユーチューブもこれ捨てがたいというのは私も知っています。結構面白くて、子供たち楽しんで作っておりますので、これが学級の中で松島を紹介するユーチューブと。子どもタウンミーティングができるので、町長さんとやり取りできるくらいなので、これもひよっとするとやれるのじゃないかなと何か内心想っている
ので、子供たちが作ったのが外に発信できるような、何の制約、特に制約がなければやってみ
たいなと思っているところです。

それから、待機場所については、皆さんからあそこいいんじゃないと言われていましたので、頭には入っておりますので、そんな程度の回答でよろしいですか、大体網羅したと思
いますが、よろしくをお願いします。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 実は、今日、米川議員はこちらには質問は来ないだろうと思って構
えていたんでありますけれども、産業観光課ということなので、当時のことが、私、首長に就
任していて、私が教育委員会で今度やるようにということを申し上げましたので、その経緯
だけは、当時は、平成28年頃という、産業観光課にC I Rがいまして、松島の観光の国際
化に向けて、海外にいろいろなものを松島から発信していただくということで、C I Rの
方々に手伝ってもらっていたということで、全ての方の名前は忘れましたが、ロジャ
ーだけは最初から、一番最初ロジャーから始まって3人いたんですが、3人目の方は途中で
帰られましたのでありますけれども、そのときに、教育委員会のほうでA L Tの話があつて、A L
Tを2名、外国人の方を雇用していきたいというお話がありました。

そういったこともあつて、子供たちにはやっぱりC I RにしてもA L Tにしても、生の声、

生の英語というんですかね、そういった言葉があるかどうか分かりませんが、そういったことで、子供たちと外国の先生方が直接フレンドリーになるようにやっていったらどうなんだろうかということで、所管換えをして教育委員会に持っていったということでございます。

今ずっとそれから現在に至っているわけなんですけれども、このこども英語ガイドについてはもう8年前後ぐらいになると思いますけれども、年々子供たちも大きくなって、ここの経験が、多分、今、二十歳前後ぐらいまでいっているかもしれないんですけれども、そういうふうなところで松島の英語ガイドのことが役立っていただければと。それから、子供たちがこういうことでどんどんどんどん関心を持ってきていただければというふうに思います。

それから、端的に話すと、今、外国人の方、松島も大分にぎわっております。これは、米川議員もガイドをしているということであるから肌で感じていることだと思いますけれども、震災前、宮城県に泊まったのは15万9,000人泊というふうに県は捉えております。令和元年は53万人、令和5年は50万人まで戻ってきている。これはあくまでも泊まった人の数ですから、通り過ぎの方はちょっとカウントできていませんけれども、そういった報告を県のほうから受けております。ですから、50万人ぐらいの方が来て、仮に2割の方が松島をちょっと1時間でも2時間でも来ていただければ、それでもう10万人を超すなというふうに思っております。

これからの外国人の方々は、そういったことで、松島の子供たちとも、それから外国の方々は一通りの観光するのはそれはそれとしていいんでありますけれども、これからは事が必要だということでした。その事というのは何の事かということ、例えば着物の体験をしてみるとか、それから字を、習字を書くとか、お寺で座禅をしてみるとか。それで、この間、議長と一緒にカナダの上院、下院の国会の議員の方が来られて、7の方が来ましたが、今日米川さんの英語を聞いていて、いや議員のときに、議長のときに、米川さん誘えばよかったなと思って。（「そうだね」の声あり）ええ。それはそれとして、午後からずっと、昼ご飯を食べながらずっと松島に夕方までいたんですけれども、一番興味持ったのは、こけしの絵作りなんです、絵体験というんですかね。それが1時間以上真剣になって、もう夢中になってやっていたということですから、そういった視点を変えたときにも、今後の観光とかもあるんだろうと。

ただ、そういうことと子供たちを今度どういうふうにマッチングしていくかは、これからの教育、教育長も今日再選していただきましたので、これから3年間しっかりまたこれを進め

てやっていただきますので、いろいろトライしていただければというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） はい、分かりました。

まず、（2）の答弁をいただきました。現在の10か年計画の見直しをするタイミングということで、それは町の長期総合計画と同様に前期、後期と5年ずつ分ける見込みだということによく分かりまして、あとは、今年度からですかね、子ども国際観光科の連絡協議会が発足しているということでとても有意義だと感じまして、あと、とても興味深かったのは、従来どおり各小学校で、協議会もあれば、3つの小学校を総体的に見て協議会の検討が進められるかもしれないということで、本当にいわゆる学区を横断した取組というのも、とてもこれから効果的になっていくかなと思っています。

カリキュラムにガイド事業を組み入れるということで、すると、当然、何ていうんでしょうね、現在、夏休みにガイド事業をやっているだけというよりは、もし通年で学校でガイド事業をするとすると、それだけ子供の数も、教員の数もちろんですけども、子供の数もそれなりに必要かなと。すると、どうしても子供が少ない学校は、なかなか班を組むのも大変かもしれないという想像もして、すると、ちょうどこれからというかも進行中ですけども、小規模特認校の検討をしているというところですから、これはそもそも学区のない、町内では学区のない小学校ということですから、学区を横断した取組というのがおのずと発生してくるのかなと強く感じたところです。

3つ目の質問については、やさしい日本語については高学年向けじゃないかなという答弁がありまして、そういったところも協議会の中で検討の余地があればと思ひまして、先ほどこういうのも協議会で取り入れるかもしれないということで、その際は前向きに検討していただければと思います。

あとは、（4）については、松島こども英語ガイドの所管が産業観光課から教育委員会へ移った経緯ということ。そういうものを櫻井町長から詳しくお話いただきました。所管が移ることがどうこうというよりも、あくまで子供たちのために所管が移行したという結果ではないかと捉えております。

あと、実際、宿泊者数が増えているということで、外国人観光客がどういったアクティビティを望むかというのも今お話いただきましたし、そういうのも子供たちが少しでも触れることができればいいなと感じた次第です。

定点ガイド活動についてちょっと補足させていただいて。岡山県随一の観光名所で後樂園と

いうところがありますけれども、ユーチューブで見ると、この後樂園を英語で観光案内するスーパー小学生が紹介されるんです。私もこの小学生のガイドを見ても圧巻の一言でしたけれども。ただ、その小学生はもう小さい頃から英語を学習していて、それを、その習得したものを発揮する場ということで、とても公開されて好評なんですけれども、でも、私としては、スーパー小学生を育成したいとかそういうことは全く思っておりません。もう小学生がカンニングペーパーを見ながらでも外国人と英語でやり取りできればそれでいいなという思いが強くなりますので、そういったところ、定点ガイド活動と聞くとちょっとハードルが高く感じられるかもしれませんが、あくまでテキストを見ながら結構なので、そういう活動新たに取り組んでみてはどうかという提案でした。

あと、そのガイドについては、ちょうど2年前、教育民生常任委員会の行政視察で戸町、岩手の戸町立戸南小学校が、御所野遺跡という縄文遺跡で御所野ガイド活動というのに取り組んでいまして、実際、私も内海教育長もその小学生ガイドを体感しまして、私は小学生のガイドに実際に触れてとても感動したというのを覚えております。

やっぱり、その戸南小学校のガイドはもちろん日本語ですけども、要は、日本語であれ英語であれ、子供が勉強したことを大人に向けて、特に松島の場合は観光地ですから外国人に向けてガイドする機会が十分あるということで、戸での出来事、小学生のガイドを思い起こしまして、そういったところの、2年前の話ですけども、内海教育長には2年前のあの感動を思い起こしながら再度答弁をお願いできればと思っております、よろしくお願いたします。

○議長（色川晴夫君） 内海教育長。感動を含めて。

○教育長（内海俊行君） 感動って分かち合えるのかなと思いつつ聞かせていただきまして、私もあの子供たちには驚きました。日本語で古墳の案内なんかをするというのがびっくりしたところがございます。それをちょっと日本語と英語を交えたのがうちの究極の目標だと思っております。ありがとうございます。

いろいろな人からアドバイスも設けられます。定点ガイドもそうなんですけれども、ここにはいっぱい、やれない理由がたくさん書かれているんですけども、何とかしてやってみたいなど、定点でなくてもいいかなと思っております。外国人がいらっしゃったときに、どこ行きたいの、瑞巖寺と、じゃあ僕連れていって英語みたいな形でもいいのかなと。ただ、危険が及ぶようなことはあってならないので、それは十分に配慮しますけれども、最終的な現場実習みたいな形でやるというのがいいかなと思っております。それは、私1人が考

えても現場を預かっている先生方がどう判断するか、ちょっとそれは無理だよとなるかもしれませんが、先ほどお話しした連絡協議会で十分にもんで、できれば早い時期、あるいは折り返し地点前にやってみたいなんて私自身は思っているところです。

以上です。よろしいでしょうか。あと何かありましたっけ。（「学区を横断して」の声あり）

小規模特認校制度も絡んで学区を横断し、実は、これ町長覚えているかどうか分からないんですけども、全体的に学力を上げてほしいと言われたんです、というのを私は意識しておるんです。一小、二小、五小が、一小がよくて二小が欠けて五小がいいとかでなくて、一、二、五が全て上がっていくような形ということで。ですから、横断して、一生懸命みんなで刺激し合いながら伸びるとというのが基本的には理想です。学力も同じです。言葉も、そういうふうに、できるだけけんかしても、3校でけんかするようにと先生方には言うておりますので、そういうのをご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） はい、分かりました。

今の答弁の中で、まず、学習計画の折り返し地点も考慮しながら、定点ガイド活動になるか分からないですけども、ガイド活動というものがいずれ現場実習に取り込まれるといいなというところで、私も強く賛同しているところです。

あとは、学区横断の考え方についてははっとさせられましたけれども、先ほどお話ししたのは、人数的に厳しいところはほかの学校と一緒にやればいいという、そういうふうなお話をしてしまいましたけれども、突き詰めると、内海教育長が言われたように、特定の学校に偏らずに松島全体の小学校の学力が向上すること、それにつながるというお話をいただいて共感したところであります。

最後になりますけれども、なかなか、私自身、中学生から子供、まず小学生で英語に触れる機会はなかったんですけども、中学生から英語が大好きで、ただ、英語を読む、聞く、読む、話す、ごめんなさい、読む、書くに偏っていたかなと。なかなか、機会があれば、聞く、話すという経験をもっと積みたかったですけれども、英会話教室に通えばよかったんでしょうけれども、そういった経済的余裕がなく、なかなか自分がしてきた英語学習というのは偏っていたものだなと振り返って思いました。

その点、松島の子供ですと、英会話教室に通わなくても、もう小学校から子ども国際観光科

という、そういうカリキュラムがあつて恵まれていますし、なおさらこども英語ガイドがありますから、地元で外国人に触れる機会があつて、自ら、何ていうんでしょう、自ら手を挙げればもちろん参加できますし、今後、学校での取組が始まれば、初めは受動的でもだんだん積極的に参加できる子が増えるかなと思ひまして、本当に松島の子供たちは羨ましいと思ひますし、だからこそもっともっと英語に触れる機会が増えるといいなと思つた次第です。

現行の松島町教育振興基本計画におきましては、基本施策の1つに、児童生徒の学びと健やかな成長を支援する学校教育と掲げられております。この施策での取組としまして、グローバル化社会を生き抜く教育の推進がありますけれども、総合的な学習の時間を活用しまして、英語を通じて地域の歴史や文化を学ぶ子ども国際観光科というものは、まさにグローバルな人材育成を実現するための重要な位置づけにあります。そして、松島を発信する地域間交流や国際理解教育につきましては、松島こども英語ガイドがこれを強く推進する可能性を秘めていると私は信じております。

本町が育みたい児童生徒の姿の1つに「松島に学び、松島を誇りに思い、松島の未来を担おうとする気概を持つ人間」とありますけれども、今後の子ども国際観光科と松島こども英語ガイド、この2つがその育成の両輪を担うまでに充実しますことを強く願ひまして、私の一般質問を終了とさせていただきます。

○議長（色川晴夫君） 米川議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩に入ります。15時25分再開といたします。

午後3時10分 休 憩

午後3時25分 再 開

○議長（色川晴夫君） 再開します。

通告の順に従ひまして質問を許します。4番櫻井貞子議員。

登壇の上、質問願ひます。

〔4番 櫻井貞子君 登壇〕

○4番（櫻井貞子君） 議長に発言のお許しをいただいたことに感謝申し上げます。

今朝、毎日の日課であります犬の散歩の折に、反町の町道を横断するカルガモのつがいに遭遇しました。毎年飛来して、ちょうど反町の辺りを現れるカルガモでございます。安全に道路を渡り、除草作業に向かうところでございます。

それでは、私たちが暮らす松島をもっと住みやすく、誰もが安心して過ごせる安心・安全な

松島の対応について、通告いたしました大綱2点について質問いたします。

大綱1点目、鉄道に関わる町の安全対策について。

4月の初めに群馬県高崎市において、小学生の女儿が犬の散歩の途中で電車にはねられ死亡するという痛ましい事件、事故がありました。国土交通運輸安全委員会の資料によれば、遮断機のない踏切での事故は、平成26年4月より令和5年12月末まで69件の事故が発生しており、71名の方が亡くなっている。町内にある踏切の安全対策について、町の考えを伺います。

また、松島駅や愛宕駅では、安全に利用するための環境が十分でないと考えています。町に関する町の安全対策についてお伺いいたします。

1番目、踏切の種類として、第1種踏切、第3種踏切、第4種踏切があります。種別ごとに踏切数を町では把握しているか。把握していれば、それぞれの数を教えていただきたいと思っています。

○議長（色川晴夫君） 答弁。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 櫻井貞子議員の鉄道に関わる質問について答弁してまいりたいと思います。

まず初めに、今、踏切の種類、箇所数についてはという質問でございましたので、担当課長から答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 岩渕建設課長。

○建設課長（岩渕茂樹君） それでは、お答えさせていただきたいと思います。

町内の踏切の種別ごとの箇所数につきましては、第1種踏切が12か所、第3種、第4種の踏切については、ありません。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） ありがとうございます。

私も、この質問に当たりまして、何か所か踏切を見させていただきました。ほぼ全てが遮断機、警報機のついている踏切ということで、先ほどお話ししました群馬県高崎市のような第4種踏切ということが松島には存在しないということで、非常に安堵いたしました。

この踏切の中で帰命院踏切と、それから霞ヶ浦踏切、ここについては車が通れない踏切ということで間違いないでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 岩渕建設課長。

○建設課長（岩渕茂樹君） お見込みのとおりでございます。

以上です。

○4番（櫻井貞子君） それ以外は人も車も通れるということですか。

○議長（色川晴夫君） 岩渕建設課長。

○建設課長（岩渕茂樹君） まず、全体的にどこにあるかというところについてまず簡単にご説明させていただきたいと思います。

東北本線でいいますと、踏切が8か所ございます。霞ヶ浦は先ほど言いました人が通る踏切、そのほかに帰命院、あと明神、あと第2根廻踏切、大菅、小姓ヶ入、新田と、あと第2上竹谷踏切という形になっております。

先ほどお話に出てきました、人が通るといのが霞ヶ浦と、そこのファミリーマートのところの脇を通る踏切、そちらが人が通る踏切という形になります。

ついでに仙石線についても申し上げますと、4か所ございまして、磯崎の踏切、第2磯崎、あと富山と古浦の漁港前の踏切ということで、4か所という形になります。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 承知いたしました。踏切の現場をちょうど見て回っていたときに、帰命院踏切を横断する方にちょうどお会いしました。私が写真を撮ったりしていたものなので、何を目的なんですかと問い詰められたんですけども、駅の裏に歩道橋がありますので、歩道橋とか通らないんですかとお聞きしたら、年を取るとやっぱり歩道橋上がったたり下りたりするのも大変だし、タクシーに乗ると明神踏切を遠回りしなくてはいけないので、ワンメーター料金も上がってしまうので、やっぱり歩いていくしかないんだねという話をお聞きしました。非常にお財布事情にも厳しい状況だということをちょっと実感して聞いてまいりました。この12か所の踏切の存在ということでよく分かりました。

それでは、2問目に移りたいと思います。

町内の遮断機がない踏切が存在しないということであれば、先ほど安心したわけなんですけれども、実は……、一応準備していたので申し上げます。海岸のトンネル脇のそば屋の駐車場の手前奥に土手を上がっていくような道があつて、そこは危険ですから入らないでくださいという表示があつて、何か前に聞いた話では、女性の方が有料の駐車場を誘導していて、そこを歩いていったというようなことを目撃したということがあつたんですが、今はこの部分はきちっと使用していないという把握でよろしいんですね。

○議長（色川晴夫君） 岩渕建設課長。

○建設課長（岩渕茂樹君） 今のは多分、踏切もなく遮断機もなく、警笛というかそういう警報機もない箇所という話だと思いますが、実は我々のほうでも、昔は使っていたようなんですがもしかすると可能性がある箇所という場所についてはある程度把握はしております、一応、我々の把握の内容でいきますと、町内に11か所ほどそういう箇所があるだろうというふうに見ております。それは何かというと、田んぼと田んぼを渡るために昔は渡ってましたとかそういう箇所があるというように聞いております。ただ、もちろんその箇所につきましては、JR側のほうでちゃんと進入禁止の看板を設置しておりますし、あわせて、その箇所を通る場合については警笛を鳴らすというような措置を取っているというふうには伺っているところでございます。

先ほどのご質問の場所については、我々も場所は知っております。ただ、本当に渡っているかどうかについては、日頃ずっと見ているわけではございませんので、把握できていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） そういう場所が11か所もあるってちょっと驚きなんですけれども、私もそのそば屋のところをちょっと上がってみたら、何か獣道のような形で雑草のところがあるので、やっぱり誰かが歩いているのかなという、ちょっと危険かなというふうに思いました。

それでは、次に移ります。

交通安全母の会が、先日、総会がありました。交通安全のスローガンに、子供たちの安全を呼びかける、渡る前、忘れず確認、右左という標語をお聞きしてまいりました。渡る前、忘れず確認、右左。学校では、児童や生徒が安全に踏切を横断するための注意喚起を実施されているのかお聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷教育課長。

○教育課長（蜂谷文也君） 児童や生徒に対する踏切横断への注意喚起につきましては、全校集会などで校長から直接指導を行っているほか、学年集会、クラスでの帰りの会など、教師から児童生徒に対して指導する、様々な機会において行っているところでございます。

また、保護者に対しましても、年度初めの学年懇談会であったり、長期休暇前には文書等により、踏切を含め危険な箇所に対する注意喚起を行っております。

さらに、幼稚園におきましても小中学校同様に、園児や保護者に対して随時注意喚起を行っ

ているほか、昨年度からは、東日本旅客鉄道の協力によりまして、踏切事故防止に関する教室を開催していただいているところでございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） はい、承知いたしました。

学区内に踏切の実態があれば、踏切の横断の仕方とか、そういう形での指導という部分は必要だと思います。目や耳で安全を確認するということが、子供も大人も大事だと思います。横断、止まれ、見よ、聞けという徹底した取組が必要だと思いますが、そのような取組は指導しているのでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷教育課長。

○教育課長（蜂谷文也君） 基本的には、小中学生に対しましては、踏切利用時における踏切付近での注意点など呼びかけているほか、やはり先ほど議員おっしゃったように、右よし、左よし、さらには前よしといったような形で注意喚起を行っているというところでございます。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） はい、承知いたしました。

では、4番目に移ります。

2020年11月、葉山神社参道前の東北本線で高齢の女性の方が死亡した事故がありました。町民が線路を横断している事実は、町は認識していたのでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） この事故につきましては、令和2年11月14日午前8時半頃、高齢の女性の方が電車と接触して亡くなったという事実は把握しております。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） お墓参りをしたのかなということで、ちょっと実際にその場所に行ってみました。先ほど第4種踏切がそこに私はあるものだと、存在するものだと思って参りました。そこには踏切というものはなく、瑞巖寺の裏から、駐車場の裏のほうから、葉山神社に向かつての生活道路の延長線上にお墓があるということでございました。

ちょっと経緯も含めて近隣の方にお伺いをしてまいりました。瑞巖寺の裏のお墓は、もう東北本線が開通する前。調べさせていただきました。東北本線は明治23年4月16日に岩切一ノ関間が開通しております。明治23年は1890年なので、134年前に東北本線があつた場所に通つたということになります。そのときに線路と参道が交差したと考えられます。長年この状態を

推移した状態、状況が分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今、議員から言われた年度はそうかもしれませんけれども、昔は海線、山線といって、松島には今7つの駅と言っていますけれども、以前は8つの駅があったと。8つの駅は今の健康館なんですね。そういうときに海線が複線になったので、要するに今の利府街道側のほうの鉄道に関しては廃止したというのが昭和30、年度がちょっと少し間違っていたらすみませんけれども、五、六年頃なのではないのかなと。何でかという、昭和37年に駅を廃止しておりますのでね。

それで、それまでは、そこに鉄道というのは、瑞巖寺の裏には一切ないわけですね。ですから、当然、赤沼に行く道路も山道だったろうし、お墓にお参りに行く、もしくはそういうお葬式等々でも、全て瑞巖寺の裏を平然と何も障害物もなく通っていた生活道路だというふうに思っています。

そういう風習がやっぱりどうしても残っていて、そこにJRが鉄道を通したときに、どういう海線側の経緯について説明したかまでは私は経緯分かりませんが、どうしてもそういうときの慣習というんですか、習慣というのが抜けていなかったということかと思います。

事故があって、今後の安全対策をとということで、当時の地域の区長さん方とか関係者の方、それからJRの方とも協議をして今のような形になっておりますので、内容等にもしあれでしたらこれは建設課のほうから答弁させますけれども、現在に至っているというのが現状であります。

○議長（色川晴夫君） 岩淵建設課長。

○建設課長（岩淵茂樹君） あの事故を受けまして、東日本旅客鉄道ともお話をさせていただきました、あと区のほうともお話をさせていただきました。

そのために、やっぱり一番最初に区のほうから要望されたことは、まず存続してほしいと、こういう意見がありました。そういったことを踏まえまして、東日本旅客鉄道と町のほうで最終的にお話をさせていただきました、横断抑制策としまして、注意喚起とか進入禁止の看板とかですね、そういったものを設置する。あとは、あそこの道が幅員1.8メートルなんですけど、そこに幅1メートルの柵を設置するといったことで、対策をある程度取らせていただいたというような経緯もございます。

また、あそこの、先ほどの話にもちょっと戻ってしまうんですが、あそこを通過する際の電車につきましては全て警笛を鳴らすというようなルールになっておりますので、多分あそこに、

現地に行かれると、線路のところにいますと、必ず警笛が鳴っていることがお分かりだと思いますので、そういう対策をするというような状況で現在に至っているというようなところでございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 承知いたしました。

実際に共同墓地に、私、行ってまいりました。湯の原温泉からちょっと……、ちょうど回り込んで葉山のほうに入っていくまして、山の一番上に駐車場が結構立派に整備されておまして、山のとっぺんから山の斜面、急斜面に墓地がありまして、そして、そこに階段が次々と下りていって、一番下に、電車の通っている線路のところが一番下というような形で、本当に、ちょっと聞いた話ですと、冬は山道で凍結で怖いし、怖いところを下りていきます。そしてまた、下から行くのも、線路を横断していかないといけないからそれもまた怖いし、上から行くのも下から行くのもとっても怖いところだというようなことを言っておりました。

ちょうどお墓参りをしている方にお話を伺いました。自分はまだ若いので車で来られるが、車で来られない方は下からお参りするしかないんだそうです。以前、線路で横断して亡くなった方を罪人のように見る、気の毒なことですと答えられておりました。このような状況を長く放置していたということは、住民の命を軽んじてきたんではないですか、お聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁、これ、じゃあ、櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 住民の命を軽んじてきたということは一切ありませんので、その辺は理解していただきたいというふうに思います。

鉄道法が2002年に変わって、鉄道と道路は平面交差はしてはならないということが、鉄道のほうと、あとそれから、どちらも国交省なんですけれどもね、道路法と両方から決められているようございまして、立体交差点にしないとできませんよと。じゃああそこが立体交差点にする場所なのかという、道路というふうに位置づけられていませんので、それも難しいのかなというふうに思います。

ですから、やはり、後々、上のほうからというか、湯ノ原のほうから入れるような道路もきちんと整備されたわけでありまして、これは松島地区の方々のご努力もあって今のよう形になってきたわけでありまして、できるだけそちら側をご利用いただくように町とすれば注意喚起するしかないというのが現状かと思っております。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 私がこの踏切の、高崎の女の子が事故に遭って、群馬県そして高崎市は一斉に県内、市内の踏切の安全確保のために、第4種踏切を第1号踏切に、全て国に申請を出したという英断を下しました。松島においても、この2020年11月に女性が亡くなったという現場ということは事実でありますし、痛ましい女性の方の死亡したことをやはり無視しないで、やはりこの機会に、このタイミングで、それはJRとのやり取りもあるとは思いますが、早急に踏切以前の形態を解消するための対策という部分について、ぜひ解決策、新たな踏切を造るのは難しいとか、それこそ歩道橋を造るのは難しいとか、アンダーパスのようなトンネルを造るとか、最終的には封鎖するというのが一番いいのかもしれませんが、こういう今までのいろいろな住民の方々の気持ち、それから134年前にお寺に行く道があったのにもかかわらずそこに線路を造った段階で、そのときになぜ踏切を造らなかったのか。そのときの町長さんは誰だったのかなと、大変疑うところなんですね。そのときにきちっと踏切があれば、このようなことにはならなかったのではなかろうかというふうに思います。

最終的というか、ちょっと聞いた話ですと、30年ほど前には瑞巖寺の裏の平地にお寺、お墓そのものを集団移転するという計画も少しはあったんだよという話をお聞きしました。本当にその住民の方々を考えていただくのであれば、本当に踏切を造ったほうがいいのか、それとも集団移転というような巨額のお金を投じてするものなのか、非常にそういう英断をしなければいけないんじゃないかと思います。ぜひその辺のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） まず、その移転の話、ちょっと私は分かりませんが、ただそれは今あるお墓というか、昔からあったんですけど、あそこのお墓は松島区で管理しているお墓と、あと瑞巖寺で管理しているお墓というのがあるかと思う、エリアというか、ありますね。そういうことで、その移転という話があったのかなというお話、今、受け止めました。ただ、それはまたちょっと行政としてなかなか難しい立入り、お話として入っていくには難しいかなと思います。

それから、今、踏切の話ですけれども、今みたいにお話があるので、行政としては何をしたかということ、このときは、湯ノ原から登っていく道路を広くしましょうと。このとき、町のお金でなかなか難しいから国のとかいろいろなお金を利用しながら広くしたという経緯があります。

ですから、その考え方は今も変わらず、やっぱり踏切は、線路より、昔の赤道ですね、のほ

うが先にある。その辺はあまりJRも、あまり協議していくと、びたんと止められてしまうところもあって、いろいろある。そういう中で区とJRと松島が中に入ったりしていろいろ調整してきて、今みたいな形にしています。

ですから、できれば、いろいろな方であるかと思えますけれども、後ろの湯ノ原を通っていただいて、広い道路もあります、道路です。冬道は凍って危ないということでもありますけれども、それは、冬はどこに行っても危ないのかなという気はします。そういう意味で、逆に言えば、上に駐車場もありますので、そちらを逆に言えば今後も利用していただければなど。

ですから、町として、踏切を広げる、JRとしてはまずゴーサインは出ません。それから、踏切の管理はJRです。そして、さっきほかの町であったということなんですけれども、踏切造るときは、まずその自治体の相当な費用負担もあったのかもしれませんが。そういう条件でもつけないと、ほぼJRとしては、踏切はなくしたい。今、松島に12ありますけれども、JRと話をすると、踏切を減らしてくださいという話が第一に入ってきます。そういう中で、今みたいなお話をなかなか持っていくと、実現性というか、大変厳しいところがあります。

ですから、今、道路、湯ノ原からある道路をぜひ利用していただいて、安全面も含めてそちらを利用していただけるように、ひとつよろしく願いできればなというふうに思います。町として踏切というか、横断、今あるところを推奨して渡ってくださいということは言いませんので、そういう道路を利用してお墓に行っていただければなというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） なかなか、住民の方たちはやっぱり下から通れるような道を確保していただきたいというのが率直な話としてあります。お墓参りはやはり月命日だったりお盆、お彼岸、そして12月の末に、そしてお正月終わったら1月16日にお参りをするというような形で、頻繁にお墓参りをするという、日本人ならではの風習があります。そういう本当に生活する道路という部分について、やはり踏切を新たに造るというのは難しいというふうにおっしゃることについて、もっと住民のことを考えてもらいたいということをさらにお願ひして、次の質問に移ります。

松島町長期総合計画後期基本計画には、公共交通、住民や松島を訪れる方の利便性を高める鉄道駅のバリアフリー化の推進で、松島駅、海岸駅、2つの駅、2025年までに目標となっています。

5番目として、松島駅のバリアフリー化に向けた進捗状況はどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） ⑤の質問の松島駅のバリアフリー化に向けてということであります。

それらの進捗状況につきましては、今の駅は平成21年に現在の駅舎になっております。見てのとおり、多機能とか様々な面で前よりもよくなったのかなというふうになっております。

ただ、今あそこで課題になっているの、構内のエレベーターですね。これがちょっと、松島海岸駅にはできたんですけども、まだこちらはできていないということありまして、これらについては、事あるごと、J R、私とか町長、J Rとかいろいろな協議の場があります。J R仙台本社に行って様々な会議もあります。あと仙石線とか期成同盟とか様々な面があります。そういうところで必ずこの松島駅のエレベーターの問題等々については、要望というか、ぜひ取り組んでいただけるようにというお話はその都度させていただいております。これらについても、今後も機会あるごとに、この要望等々についてはしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 日本三景の松島駅ということで、観光客とかが、子供を連れた方や、大きな荷物、バギーやトランクを持った観光客が階段の前で息をのんでいる光景を何度も見ております。その都度、私は手伝いができるときは声をかけて、荷物運んであげますよと言って手伝ってあげているんですが、非常に階段が急なんですよね。昔の造りというか頑丈な造りという部分もあって、非常に、健常者で、私はやっぱりちょっと一遍には上れないというか、私の友人がちょっと足が痛くて、2回くらい休んでやっとあの階段上ったよと、エレベーター何でないのと、こう聞かれます。ぜひ、2025年は来年なんですけど、ぜひ目標として進んでいただくようにさらに強く要望して、次の質問に移ります。

それでは、遠くから見ても改修が必要と、必要性を心配する住民の声を聞きます新小梨屋歩道橋の補修計画の進捗状況はどうなっているのですか。

○議長（色川晴夫君） 岩渕建設課長。

○建設課長（岩渕茂樹君） それでは、新小梨屋歩道橋補修計画の進捗状況についてお答えさせていただきたいと思います。

小梨屋地区の松島構内をまたぐ歩道橋は、駅西側の小梨屋地区、宅地開発をした際に民間事業者から町、設置しまして町へ移管したもので、建設から35年が経過し、経年劣化が進んでいることは認識しているところでございます。

歩道橋の状態を確認しますと、線路をまたぐ桁本体は、塗装の剝離は見られるものの、構造

上支障のない状態になっております。しかし、階段部の蹴り上げや表面舗装は傷んでいる状態であることから、部分的な補修を行いながら、歩行者が安全に通行できるよう管理しているところでございます。

なお、本格的な補修計画につきましては、駅構内ということもございますので、東日本旅客鉄道の協力が不可欠であることから、今後も協議を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） そうすると、日程とかというのは全く分からないということですか。

○議長（色川晴夫君） 岩渕建設課長。

○建設課長（岩渕茂樹君） 具体的な補修日程とかそういうのについては、まだ未定でございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 住民や利用者の安全を確保するためにも、ぜひ早急な改修、改善の計画を立てていただきたいというふうに思います。

それでは、7番目に移ります。

愛宕駅ホームの防護柵の改善の要望がありますが、町の取組はどうなっておりますか。高台にホームが設置されておまして、ホームの下が町道となって、見上げると誰が立っているのか認識できます。仙山線の国見駅も高台にホームがありますが、こちらはきれいに目隠しされておまして、現在のような形ではないような形を取っています。

あと、今、現時点で愛宕駅のホームはさびて、触ると赤いさびが洋服にくっつくくらい非常に劣化しております。そういう部分も認識、調査していただいているかお聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 7番目の愛宕駅のホームの質問かと思いますが、まず、今、町のほうに要望来ているかということなんですけれども、そこについて、いろいろ所管課とか、町管理とか、いろいろなところであったかということ確認したんですけれども、その要望は町には届いていないということ、まずあります。

そうした中、我々も、ご質問がありましたので、改めてうちの職員とかが現場に行きながら、

今あったお話の内容等々確認させていただきました。

これらについては、愛宕駅に限らず、松島には7つの駅あります。これ全部の駅について、安全対策とかいろいろな設備関係、これを随時、JR東日本ですね、のほうに利用状況とか何かを含めながら、改善策についていろいろ協議させていただいています。そうしたときに、JRのほうから、順次その辺は利用状況なんか見て対応していきたいというような回答をいただいております。

そうした中で、今お話あった、さびてきているとか、ちょっと下に町道があつて上があると、ちょっとあまり、見た場合に何か支障があるような場合が今ありますので、その辺を含めてJRのほうに改善策等、改めて、改めてというか、今までどおりいろいろな形と一緒に要望活動をしていきたいと、要望していきたいというふうに考えております。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 非常に、愛宕駅は松中の中学生とかも利用します。そういう意味で、今、JRどんどんサービスがなくなってしまつて、ちょうどホームの真下、階段をホームに上がろうとする、上りのホームに上がろうとするところに、前、時刻表があつたんですけども、今は時刻表も貼られていないんですけども、前は時刻表の写真を撮りながら、ちょっとホームに立っている女の子の非常に悪い写真を撮ろうというやからもいたことも事実です。そういう意味では、本当に早くそういう目隠しの改善とかという部分を非常に要望いたします。では、8番目に移ります。

愛宕駅のホームに待合室の設備がありません。長年、区の役員さんたちも町に要望しているんですけどもというような話をお聞きしておりました。

愛宕駅は私がずっと学生の頃から利用している駅なので、調べてみました。

昭和37年、先ほど町長がお話ししました62年前に、山線、海線の形での新たな線路という形で整備され、健康館であった初原の駅を廃止した代替として愛宕駅を無人駅で、そしてホームを上りと下りのホームだけを造つてスタートして、この62年間、ほぼ同じような形態で進んできております。

ちょうどサッカーのゴールに屋根をつけたような待合室がありまして、そこにちょっと腰かける鉄板があるんですけども、冬はとても寒くて腰かけられない椅子で、夏は熱くじりじりと、なかなか座る椅子もないという部分があるんですけども、強風や風雪に隠れる場所がなくて、そして、電車が遅れたりする場合に、本当にホームの上で凍えて待つしかないという状態です。今もです。

今年の議会報告会で、私、品井沼農村環境改善センターに行く折に、初めて品井沼ステーションに降り立ちました。びっくりしました。暖房が利いて、きれいな駅舎でした。羨ましいと思いました。非常にそういう意味では、愛宕駅を利用する住民にも同じような駅舎、待合室が欲しいとは思いますが、せめて雨風しのげて雪が入ってこないようなドアがあるような待合室、そういうものが欲しいと思います。ご所見をお伺いいたします。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） ただいまの質問も、さっきの7番目の質問、ネットフェンスや目隠しフェンスの話と同様かと思えますけれども、ご存じのとおり、ここの施設はJR東日本、JRの施設になります。今お話あった内容につきましては、令和4年の本郷区の行政懇談会、そのときにも要望受けております。そのときから、JRのほうにはこういう地域から要望ありましたということでお話をしておりますが、改めてJRのほうにはこういうお話が来ておりますということでも要望していきたい、改めてというか、また要望していきたいというふうに考えております。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 住民の方の声がなかなか届かないという部分があって、非常に、ぜひもっと私たちの住民サイドに立ったことをお願いしたいなというふうに思います。

では、大綱2点、水害対策についてご質問いたします。

本年3月、新たに松島町総合防災マップが発行されました。内容は、地震、津波、大雨による洪水や土砂災害などに備えるための冊子となっております。

本町では、2022年7月にかつていない大雨（線状降水帯）に見舞われ、山林・農地・河川・道路・住宅など大きな被害を受けました。梅雨を迎えるに当たり、水害から住民を守る防災・減災の取組についてお伺いしたいと思います。

2022年7月の大雨被害を受けた復旧工事の進捗状況についてお尋ねいたします。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議会でも報告しているかと思えますけれども、町有地ののり面等々、水害があった2022年の7月の大雨災害でのことに関しましては、土木施設、のり面の崩落、それから農業用施設、下水道施設の災害復旧工事、全て令和5年度末で終了しているというふうに報告したとおりでございます。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 先日、松島町のふれあいスポーツ大会がありまして、各地区対抗の競技

大会で、その後に各地区に戻って、各選手一同懇親を深めたところなんですけれども、明神コミュニティー消防センターで祝杯を上げた人たちの話では、ちょうどあそこ避難所になっている明神コミュニティー消防センターなんですけど、あそこちょうどこの水害のときに床上浸水になったようで、非常に建物に比べてすぐの床とか、それからホールというのかな、上がって、例えば避難所になった場合にお布団を敷くようなところというのはカビカビの状態、じゅうたんみたいなのを敷いているんですけれども、とても不衛生というような状態でした。

そういう、ハード面というかそういう農地、道路、山林とかという部分についての完了ということは分かるんですけれども、実際に住民の人たちが使っている、そういう施設での改修という部分についてはどのようになっているんでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） まず、公共施設のところで、床下、床上というお話で改修計画はどうなっているかということでありましてけれども、逆に、具体的にそういう施設、床下、床上で具体的にになっている、今、避難所あるいはコミュニティーセンターとか様々な形でありましてけれども、具体的に例えば床上になったからすぐ上げましょうとか、そういう具体的などころまでは、まだ検討はしておりません。逆に、そういうお話が今ありましたので、具体的にそういうお話をもっともっと聞かせていただければなというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） そういう公共施設の、大雨の被害であったということは、町のほうでは把握していないということですか。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 公共施設、建物のことをいうのか道路をいうのか、いろいろあるかと思えます。被害状況は、全部情報は入ってきています。ただ、今そういう躯体、集会施設、避難所が、今ご質問にあったように、床下、床上があったから改修計画はあるのかというお話でありますけれども、それについては今のところございません。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） ぜひ現場というか公共施設の現状を確認していただいて、改修が必要であれば早急に取り組むというような形にしていただきたいと思えます。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今こっちが一番困っているのは、櫻井議員が言われている場所がどこなのか、こっちが分からないで答弁しているので、ちょっと食い違いがあるかもしれません。

はっきりした場所をちょっと教えていただけますか。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 紫神社の隣にあります明神コミュニティー消防センターというところですが。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） あその紫神社の明神のコミュニティー消防センター、消防施設、ここについては、町のほうではもうそういう状況にあるということは分かっております。それは。ただ、あそこは条件です、ああいうところなので、なかなか水はけがあそこではポケット型になってしまう、道路も高くなって周りも高くなってポケット型になったので、内水としてなかなか処理切れない状況にあります。ただ、あそこは今、消防施設の、消防というかコミュニティー施設なので、これは今後いろいろ検討していかなくちゃいけない材料の1つということで、こちらでは理解しております。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 住民の方は非常に、今までコロナ禍もありなかなか集まる機会もなかったということもあるんですが、ぜひ、利用するときにやっぱり玄関含めて、ホール含めて、そして和室のところ、そしてさらに奥の台所のほうまで、なかなか衛生上どうかなという部分、非常に早く直してもらいたいという声がありますので、ぜひ受け取っていただきたいと思います。

あと、1つお聞きしたかったのが、桜渡戸に公園がありますよね、何でした、桜……（「治祐ヶ森」の声あり）治祐ヶ森。治祐ヶ森のそれこそ山に登っていくところが非常にこの大雨のときにすごい被害を受けて、とても車では上がれないようなくらいぼこぼこになっていたんですが、あそこはもうきれいに直っているんでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 岩渕建設課長。

○建設課長（岩渕茂樹君） お答えいたします。

一旦は、補修はさせていただきました。ただ、この前も雨がありまして、その雨によってやはり同じような形で砂利が流されたという報告は受けていまして、我々も現場に行きまして写真撮影までは行っているところがございますので、今後、砂利を入れていくとかそういった作業については実施してまいりたいと考えているところがございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） すみません、櫻井貞子議員、質問趣旨からちょっとね、（「はい、ごめ

んなさい」の声あり) 離れている部分もありますので、ひとつよろしくどうぞお願い申し上げます。(「申し訳ありません」の声あり) 櫻井貞子議員。

○4番(櫻井貞子君) それでは、2番目の雨量計などの気象観測機器の整備がされましたのか、お聞きしたいと思います。

先日大雨が降ったという部分もあるんですが、どのくらいの雨量だったのかお聞きしたいと思います。

○議長(色川晴夫君) 田瀬危機管理監。

○危機管理監(田瀬高広君) 気象観測機器につきまして、こちらの整備ですけれども、現在、気象庁が設置する地域気象観測システムいわゆるアメダスというのと、あと松島浄化センターに設置する雨量計、これによって観測しております。

現状このような状況ですけれども、今後もアメダスや松島浄化センター雨量計によって気象観測を行ってまいります。

アメダスに関していうと、鹿島台と塩竈のほうにありまして、約17キロの間隔で設置するというので、気象台等々にもご相談はしていたんですけれども、新たに設置することはないということで、やはり浄化センターの雨量計で松島町の雨量を測っていくということで考えております。以上です。

この間の雨については、ごめんなさい、記憶であれですけれども、60から70程度でしたかな、の雨だったと記憶していました。

○議長(色川晴夫君) 熊谷副町長。

○副町長(熊谷清一君) 今、雨量、幾ら降りましたかということ、この間の雨ですね、でお話、質問ですので、89点何ぼと細かい数字はちょっと報告を受けていたんですけれども、先ほど水道事業所の雨量計ということですので、水道事業所の所長のほうからコンマ何ぼまで報告していただければと思います。

○議長(色川晴夫君) 赤間水道事業所長。

○水道事業所長(赤間春夫君) この間の雨につきましては、トータル雨量で約90ミリぐらい降っております。あと、時間の最大雨量ですと、20ミリぐらい降っている時間帯がありました。以上でございます。

○議長(色川晴夫君) 櫻井貞子議員。

○4番(櫻井貞子君) 以前に2022年の9月かな、私、議会でたしかこのことについて質問したときに、たしか一般、普通の台風であれば50ミリ程度で、倍だとして100であるから、下水道

処理場にある雨量計が100までですよ。たしか、それ以上は測れないんだという話を聞いて、この間の線状降水帯のときは、自前では測れなくて三陸自動車道の雨量計を参照にしたという形での報告があったと思います。そういう意味ではやはり、非常に気象変動という部分で、非常に今までとは計り知れないくらいな状況というのがあると思います。

そういう意味で、被害の軽減や早期復旧、そして復興の具体的な取組という部分については、やはりそういういろいろな機器を、簡易の河川の監視カメラだったり、それからそれこそ水位計だったりというのが必要なんだなというふうに思っておりますが、その辺はどのようなお考えがあるのでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 降雨量で、前のお話だと、100ミリというオーダーになってきますと、松島の雨水の対策大体50ミリ前後、大体で施設を造っています。そこを100というふうになると、もうとんでもない雨になります。

そういう意味で、そのときに雨量計があつてどうのこうという、観測する、何ぼ雨降りましたかというもうレベルではない状態になりますので、逆にそういう場合には、うちの危機管理監のほうから、避難とかもうそういうふうな行動に移る状態になるかと思えます。

あと、河川敷の潮位の変動については、随時、今、役場のほうで、防災のほうで全部確認できるようになっていきます。そして、上流河川、穴川であつたり吉田川であつたり吉田川の上流であつたり高城川であつたり、随時、河川情報入ってまいります。水位差も随時確認できるようになっています。そして、これから2時間後、3時間後に水位がどのぐらいになるかなども想定できるような状況に入っていますので、そういうものを利用しながら、大雨に対する、降った後の対策にもなるんですけれども、そういうものを有効に利用しながら、いろいろ対応しているのが現状です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 承知しました。ぜひ住民のために推進を進めていただきたいと思えます。それでは、3つ目に行きます。

気象変動に対応した新たな水害対策・流域治水の取組についてお聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今、副町長、少し吉田川の水位等についてお話しましたがけれども、新たな水害対策、流域治水につきましては、現在、吉田川水系及び高城川水系の特定都市河川指定に伴う流域水害対策計画の策定など流域治水の取組を、国、県、流域市町村で進めてい

るところであります。新たに水害対策として、ハード整備だけでなくソフト面も含め多層的にあらゆる関係者が協働して取り組む流域治水への転換を図るよう、計画策定を進めているところでもあります。

現在の取組については以上なんですけれども、この吉田川の流域治水、実は国土交通省で全国のモデルにしたいんだということで、ちょっと力を入れているんですよ。ですから、例えば国土強靱化等で、令和5年度でしたかね、吉田川の改修については少し前倒しをして進めますよとか、そういうことを実際現場でやっている北上川下流河川事務所の所長が町の役場のほうに来ていただいて説明を受けたり、また、その工事等について、例えば、下竹谷、上竹谷の住民の方々、区長さん方に集まっていただいて、堤防に上がっていただいての説明をしたり、これからの安全等についてしっかりと国のほうからも説明をいただいていると。

この吉田川の流域治水については、東松島から大和町、大衡、そちらのほうまで一体となった自治体が1つとなって組織化をして進めて入っていますので、そこに松島とすれば高城川水系も入ったということで、逆に町としては嬉しい限りでありますけれども、そういった計画の中で、ハード、ソフト、しっかり対応していきたいというのが現状であります。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 承知しました。ハザードマップも作成されましたし、いろいろな部分で非常に多くの配慮がされているのかなというふうに思います。

今、ちょうど、要配慮者というんですかね、支援する人たちの名簿というか台帳整備をたしか今行って、ヒアリングを何か行って、避難のときの方たちのリストアップみたいなのをしているような、どのくらい進んでいるのかお聞きしたいと思います。要支援者。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 避難行動要支援者名簿といたしましては、毎年、年に1回、決められた時期に更新をすることになっておりまして、しかるべき関係機関の方、地域の方と共有をさせていただいております、個別の避難に係る計画につきましては、一件一件のことに関わるものですのでなかなかちょっと進みは遅いんですけれども、毎年少しずつ、ご支援の中身については積み重ねを行っているところでございます。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 承知しました。

この要配慮者のリストアップをしていただいて、万が一水害なり地震なりとした場合にその方をサポートしなくてはいけないんですけれども、サポーターの育成というところまでは考

えているのでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 避難のための支援のサポートの仕方については、1人ずつその個別の状況によってサポートの仕方が違いますので、なかなか具体的なサポートの講習会みたいなことはこれまで行ったことはないんですが、ただ、地域の方々とお会いする機会があった場合については、どんなところにどんな支援が必要な方がいらっしゃることを一緒に把握していただくようなご協力を求めるようなお声がけはさせていただいております、あとは、例えば高齢者ですとか障害を持つ方につきましては、必ず関わる介護サービスですとか障害のサービスなどのいろいろな関係者がございますので、そういった方々と町との情報共有などは積極的にさせていただいているところです。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員に申し上げます。質問趣旨がずれて、質問要旨に入っていない部分がありますので、よろしくお願ひ申し上げます。（「はい。では、次に移ります。すみません」の声あり）

○4番（櫻井貞子君） それでは、4番の水田の持つ貯水機能を強化して、豪雨による洪水被害を軽減する田んぼダムとしての活用をする考えがないか、お聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁。太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 田んぼダムにつきましては、県内でも大崎市などで有効性について実証実験がなされ、流量の調整効果も報告されております。流量調整には広い圃場を必要とし、作物の生産に影響を与えない範囲で農業者の協力を得て実施するものでありますが、浸水被害を軽減する有効な取組であり、雨水対策、雨水処理対策の1つとして活用を今後検討していきたいと考えております。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 承知いたしました。ぜひ田んぼダムを実際に推奨していただいて、田んぼが休耕田とかそれからため池とか、いろいろ整備をしなくてはいけないと思うんですが、そういう意味で、私たちの防災・減災対策について進んで取り組んでいただきたいと思います。

では、時間が迫っているようなので、5番に移ります。

同じような形で、雨水を利用する雨水タンクを設置する、推奨する考えがないか。ほかの市町村では、仙台、石巻、多賀城、岩沼とかでは、タンク購入費の2分の1だったり3分の2だったり助成する制度があって、雨水の流出抑制施設という形での費用を助成しておりま

す。そういう考えはないかお聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 雨水タンクの設置についてのご質問で、町としてどうかということでもありますけれども、現時点で町として、このタンクについて推奨してはおりません。ただ、今言われたように、このタンク、雨水タンクについて、今、各自治体の取組をお話しされましたけれども、これも町のほうで全部把握はしております。

ただ、今、町長ちょっと先ほど吉田川とか高城川流域のお話をさせていただきました。そうした中で、いろいろな計画案、国がやっているんですけれども、流域治水の推進計画案、今、素案なんですけれども、素案から案になるかと思うんですけれども、そういう中で、この雨水貯留浸透というか、その考え方についてもいろいろ案がまとまっていくのではないかなというふうになっております。雨水タンク、それから雨水の浸透、それから透水性の舗装であったり、様々な面でこれがもっと具体化して国の1つの施設の考え方として出てくるのではないかなというふうに考えております。

まだ、国のメニューとしては、広くなっていくということではなく、あるメニューを少し進捗図るために頑張るよというようなところはあるのかなという気はしておりますけれども、国でこういう、今、取組をしておりますので、これらを重視しながら町として取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 承知しました。

5月の連休に私の近所で、側溝のグレーチングから草がぼうぼう伸びているところを、住民の有志の方が、何ていうのかな、突起物みたいな棒を持ったやつでそのグレーチングを上げて、そして泥上げをしていただきました。ちょうどその二、三軒の部分を泥上げしていただいて、ちょうど土のう袋に5個か6個くらい何か入れていただいて、すぐに防災のほうの人たちが取りに来ていただいて、速やかに、あ、とてもきれいになって、そして草ぼうぼうもなくなっていいなというふうに思って、そういう意味での、本当にその側溝の、昔は近所で泥上げしていたと思うんですが、今はやっぱり重いコンクリートの蓋があったり、グレーチングという、逆に持ち上げると危険という部分もあって、前にも質問したときに、順次町で取り組みますよという話をしていたんですが、なかなかしていただけないなというふうに思っておりました。

6番に移るんですが、国や県にどういう働きかけをするのかなという部分で、先日、5月の

末に業者の方が中村住宅の坂の下で側溝の土砂の清掃をしていただきました。非常にタイムリーだったなど、6月3日にそれこそ先ほど水道事業所の方がおっしゃっていたように結構な強い雨が降って、きっとそれ清掃していなければ本当にあふれていたんじゃないかなという部分で、とてもタイムリーでよかったなというふうに思います。

そういう意味で、ほかもやっているのかなと思って見ました。ちょうど第二小学校前の歩道橋の前のファミリーマート前の側溝なんですけど、2020年に私が質問して以来、手つかずの状態、側溝は使えるような状態ではありませんでした。前にたしか、県に訴えて早急に清掃していただくというようなことを、たしかお話ししておりました。改めて県に要請していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 答弁でございます。町長。

○町長（櫻井公一君） 防災についての減災での取組につきましては、今、議員からお話しされたことがるあるかと思えますけれども、町としても、例えば、4月、5月初めの例えば課長会議等では、そろそろこういう雨のシーズンが来るので、いつも常に重要監視している地域にあるわけですね。ですから、いざ雨が降ったときに、側溝がうまく流れていなかったとか、そういったことで水害になった地域も過去には幾つもあったので、今は1回巡回してそういったところは確認するようにしております。

それから、国道と町道と県道と、町内にこの3つの道路があるわけですが、町とすれば国道は国道で県道は県道でというのがお願いでありますので、これらに対しては、様々なことについて、そういう要望会がある、事あるごとに、そういったことについてはお願いしていきたいというふうに思います。

今、日にちちょっとはつきり、議長の予定表見れば分かるんですけども、5月の下旬ぐらいに古川で、アインパルラで協議会がありましたけれども、河川ですね、そういった協議会等でも、国会議員の方々、国の関係者の方々、国交省、それから当然、県の土木、そういった幹部連の方々が全て一堂に会して、吉田川、鳴瀬川等々での災害についても、これからの安全策等についてもいろいろなことを協議している場がありますので、そこは、我々行政側と、それから議長さん以下、各地域の議長さん方も全て参加しておりますので、そういったところでしっかり意見交換をしていきたいというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） 今、町長から言われましたけれども、5月の24日でした。

櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 承知いたしました。

今回の質問は、踏切から水害対策まで質問させていただきました。

学研の新世紀大辞典で踏切を調べてみました。1つ目、鉄道線路と道路とが交わるところ、2つ目は、陸上競技で跳躍のため地面を強く蹴ること、3番目は、相撲で押されて土俵の外に足を出すこと、4番目に、決断、踏ん切りと、4つの意味があると記述されておりました。町民のために、安心・安全なまちづくりのために、大きく踏み切り、決断いただき、どうか前進していただくことを切に願って、私の質問を終わります。

○議長（色川晴夫君） ご苦勞さんです。

櫻井貞子議員の一般質問が終わりました。

それでは、ここで休憩に入ります。16時45分再開です。16時45分再開でございます。

午後4時32分 休 憩

午後4時45分 再 開

○議長（色川晴夫君） お諮りします。

一般質問継続中ですが、本日の会議、以上をもって閉じたいと思います。

一般質問は明日7日に延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 異議なしと認めます。

以上をもって本日の会議を閉じ、延会といたします。

再開は、6月7日午前10時です。皆さん、本日は大変ご苦勞さまでございました。

午後4時46分 延 会